

第67期

定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2019年6月25日（火曜日）
午前10時

開催
場所

新宿区立新宿文化センター大ホール
東京都新宿区新宿6丁目14番1号

決議事項

第1号議案

剰余金の処分の件

第2号議案

取締役（監査等委員である
取締役を除く。）5名選任の件

第3号議案

監査等委員である取締役4
名選任の件

第4号議案

当社発行株式の大規模買付
行為に関する対応策（買収
防衛策）の継続の件

第67期定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	3
連結計算書類	17
計算書類	19
監査報告書	21
株主総会参考書類	25
株主総会会場ご案内図	

キーコーヒー株式会社

証券コード：2594

証券コード 2594
2019年5月30日

株 主 各 位

東京都港区西新橋2丁目34番4号
キーコーヒー株式会社
代表取締役社長 柴 田 裕

第67期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、当社第67期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面またはインターネットいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月24日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送くださるか、61頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認のうえ、当社の指定する議決権行使専用ウェブサイト（<https://www.web54.net>）より議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月25日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区新宿6丁目14番1号
新宿区立新宿文化センター大ホール

（開催場所については、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目的事項 報告事項

1. 第67期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第67期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第4号議案 当社発行株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

4. 招集にあたっての決定事項

【書面による議決権行使の場合】

議案に対して賛否の表示をされないときは、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

【重複行使の取扱い】

議決権行使書用紙とインターネットの双方で議決権を重複して行使された場合、当社へ後に到着したものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。なお、双方が同日に到着した場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。

また、インターネットで議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

- ◎ 事業報告の「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制」「業務の適正を確保するための体制の運用状況」「株式会社の支配に関する基本方針」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ホームページ(<https://www.keycoffee.co.jp/>)に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知添付書類には記載していません。なお、監査等委員会・会計監査人が監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類は、本株主総会招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、上記の当社ホームページに掲載の事項となります。

以 上

~~~~~  
当日総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。(午前9時受付開始)

なお、事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。(ホームページアドレス<https://www.keycoffee.co.jp/>)

株主でない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。

## (添付書類)

### 事業報告

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

#### 1. 企業集団の現況に関する事項

##### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、各種政策効果による企業収益の回復や雇用・所得環境の改善などにより、緩やかな回復基調で推移しました。しかしながら、米中貿易摩擦の拡大、中国経済の減速、英国のEU離脱問題や欧州の不安定な政治情勢、金融資本市場の変動の影響などが懸念され、景気の先行きは不透明な状況で推移しました。

コーヒー業界におきましては、業績に大きな影響を及ぼすコーヒー生豆相場は、世界最大のコーヒー生産国であるブラジルの豊作による潤沢な供給量や、裏作にあたる2019年度の良い生産見通しなどを背景に総じて安定した動きで推移しました。一方で、生活者の節約・低価格志向は根強く、競合他社との販売競争がさらに激化していることに加え、慢性的な人手不足による人件費、物流費及び仕入コストが上昇するなど、厳しい経営環境が続いております。

このような状況の下、当社グループはコーヒーの持つ魅力を生活者にお届けし続けるという企業使命を果たすため、「品質第一主義」の経営理念に基づいて、「ブランド強化」、「収益力の強化」及び「グループガバナンスの深化」を3つの柱とし、新たな事業領域の開拓、生活者のニーズにお応えする新商品の開発やお取引先との絆を深める企画提案型の営業活動を継続して行いました。

「ブランド強化」については、発売40周年を迎えたフラッグシップブランド「トアルコ トラジャ」コーヒーの価値の訴求と販売拡大への取り組みや、生活者の多様化するニーズとライフスタイルの変化に対応した新商品開発、商品サブブランドのラインアップ展開、世界初のコーヒー生豆の精選技術開発、「KEY'S CAFÉ」の導入店促進などに注力しました。

「収益力の強化」については、販売利益の増加に向けて販売価格の改定や改善に取り組むとともに、製品統廃合の推進、工場間における最適製造体制の確立、製造効率と物流効率向上に向けた製品規格の整理統合を行うなど、コスト低減化を推進しました。

「グループガバナンスの深化」については、業務用市場における株式会社アマンドとの協同企画による新商品の開発、グループ連携による各社製品の新規販路拡大と物流機能の共有化、海外子会社との人事交流及びマーケティング機能の連携強化による事業拡充などに注力しました。

この結果、当社グループの当連結会計年度の売上高は、636億5百万円(前年同期比0.9%増)、営業利益は4億95百万円(同55.0%増)、経常利益は6億42百万円(同35.4%増)となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、飲食関連事業において減損損失を計上したことにより、2億34百万円(同26.6%減)となりました。

セグメントの営業概況は次のとおりであります。

#### (コーヒー関連事業)

技術開発においては、コーヒー生豆の香味を向上させる当社が独自に開発した世界初の精選技術「KEY Post-Harvest Processing」や、ハンドドリップ抽出技術の教育・訓練を支援するアプリ「Brewmaster」など、先進性の高い技術とツールを開発し、9月のスペシャルティコーヒーイベント「SCAJ 2018」にて紹介しました。

業務用市場では、コスト上昇に対する収益改善に向けて販売価格の見直しに取り組むとともに、厳選した生豆で作り上げたグルメコーヒー「クレドール」シリーズをはじめ、トアルコトラジャや氷温熟成珈琲など差別性の高いプレミアムコーヒーの拡販活動を推進しました。また、クリーミーな泡立ちの新感覚アイスコーヒー「コールド クレマ」の導入店拡大を推進しました。お取引先の売上支援策としては、「2018 カレーフェア」、「あったかシチューフェア」などを実施し、フェア活性化に向けて各種新商品を投入しました。また、シュクランジュシリーズでは、「真っ赤なりんごのケーキ」、「宇治抹茶ティラミス」などの季節に合わせた差別性のある新商品を発売しました。

家庭用市場では、販売価格の下落に対して価格販促の抑制などを行い、販売利益の改善に取り組みました。春夏新商品として、トアルコトラジャシリーズ全般をリニューアルするとともに、発売40周年記念として「ドリップ オン トアルコトラジャ ペランギアン」を期間限定で発売しました。また、「プレミアムステージ」ブランドをLP(ライブパック)豆製品にも展開し、「フルーティアロマ」などを発売しました。秋冬新商品としては注目が高まりつつあるオーガニック市場に向けて「プレミアムステージ有機珈琲」をVP(粉)とLP(豆)形態で発売、また、マイボトルにコーヒーバックとお湯を入れておくだけで、いつでもどこでも本格コーヒーが楽しめる「まいにちカフェ コーヒーバック」などを発売しました。

ギフト商品では、ブランド認知の拡大と新規顧客の獲得に向けて、中元期に「氷温熟成珈琲アイスコーヒー」ギフトなど、人気の飲料ギフトを中心に全38アイテムをラインアップしました。歳暮期には2018年度iTQi（国際味覚審査機構）において優秀味覚賞を受賞した「ドリップ オン」ギフトをはじめ、「トアルコ トラジャ&氷温熟成」ギフトやリプトン紅茶とのコラボレーションギフトなど、多様な飲用シーンにあわせて全31アイテムをラインアップしました。

業務用市場の活性化に向けてカフェ開業支援の施策として取り組んでおります、さまざまな立地環境に出店可能なパッケージカフェ「KEY'S CAFÉ」は11店舗出店となり、導入店舗総数は62店になりました。

業績につきましては、売上面では業務用市場において新規取引先の獲得に努めましたが、一般業務店の既存取引先数減少を補完するまでには至らなかったことや、度重なる自然災害によるお取引先の売上減少などが影響し前年を下回りました。家庭用市場においても、主力のレギュラーコーヒー製品の販売減少や、廉価なコモディティ商品の販売構成比が高まったことなどが影響し前年を下回りました。一方、原料用市場においては販売数量の伸長により前年を上回り、全体では前年並みの実績となりました。利益面では販売価格の改定や、利益重視の販売施策を進めたことなどにより販売利益率が上昇したことや、配送費や倉庫保管費などの物流コストの抑制と併せて、他の販管費の圧縮を行ったことにより前年に比べ増益となりました。

この結果、当連結会計年度におけるコーヒー関連事業の売上高は547億43百万円（前年同期比0.2%減）、営業利益は10億68百万円（同9.0%増）となりました。

## (飲食関連事業)

株式会社イタリアントマトでは、販売促進及び商品開発として「スープパスタ」、「冷製パスタ」、「ドルチェ・グラニータ」、「濃厚クリームソースパスタ」など季節に合わせた限定メニューを販売、冬季には「グラタンフェア」を実施して集客力の強化を図りました。また、10月には創業40周年を記念して、期間限定ケーキ「ガトーマルジョレーヌ」を発売いたしました。店舗展開におきましては、5店舗を新規出店する一方、不採算店の閉鎖を進め、店舗総数は201店（直営店74店、F C店127店）となりました。

株式会社アマンドでは、アマンド六本木店において「トアルコ トラジャ発売40周年フェア」を開催し、トラジャコーヒーのアレンジドリンクなどを販売しました。また、銀座店においては全席禁煙化としました。

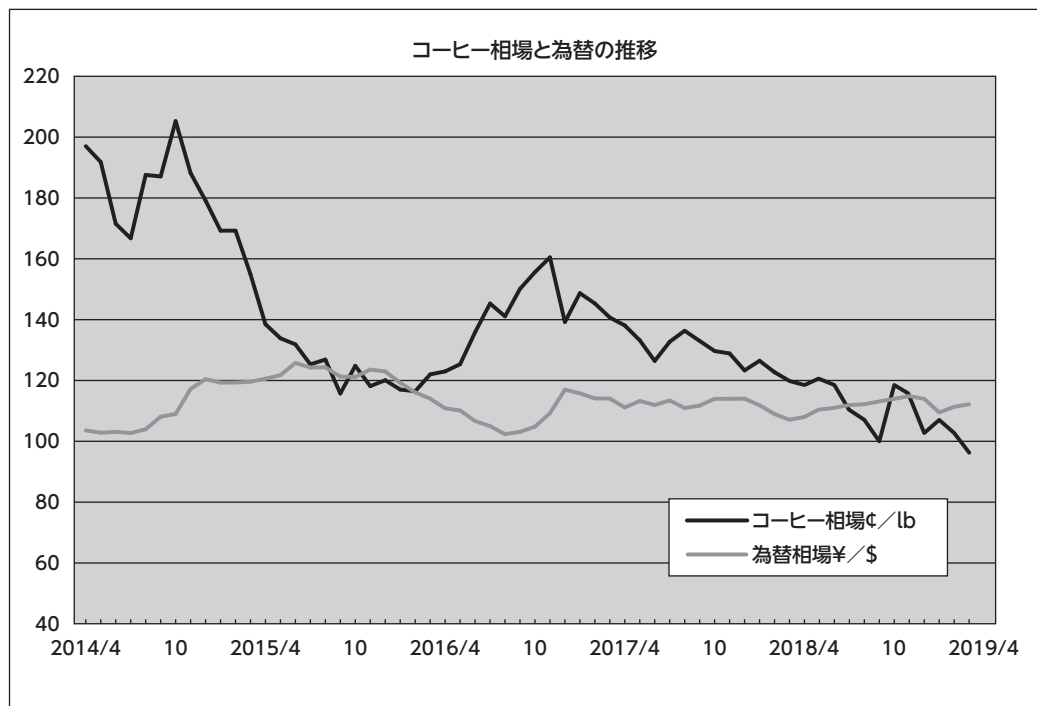
業績につきましては、売上面では株式会社イタリアントマトにおいて、一部のF C店舗の直営化を進めたことにより、前年を上回りましたが、利益面では既存店舗における集客力の低下や天候不順など外的要因による売上減少、また付加価値の高いメニュー投入などの効果が不十分であったことや、原材料価格及び人件費の上昇の影響により、厳しい結果となりました。

この結果、当連結会計年度における飲食関連事業の売上高は51億85百万円（前年同期比13.6%増）、営業損失は1億62百万円（前年同期は1億25百万円の営業損失）となりました。

(その他)

ニック食品株式会社は、主力の飲料事業において生産ロットの集約により生産効率の向上が図れたことや、外注加工事業において紅茶飲料の新規受託が大きく業績に貢献いたしました。通販事業を営むhonu加藤珈琲店株式会社では、多様化するニーズに対して、国際品評会入賞コーヒー豆の取扱いなどによる希少性の訴求や、お菓子とのセット商品、ポスト投函型商品の強化などの利便性の向上に取り組み、過去最高の売上高、営業利益を実現しました。

この結果、その他事業の当連結会計年度における売上高は、36億76百万円（前年同期比1.5%増）、営業利益は1億83百万円（前年同期は0百万円の営業利益）と大幅な増益となりました。



(コーヒー相場：ニューヨークコーヒー先物相場)



## (2) 設備投資等の状況

企業集団の設備投資の総額は7億85百万円であります。

## (3) 資金調達等の状況

新規の資金調達はありません。

## (4) 対処すべき課題

当社グループを取巻く経営環境は、海外経済の不確実性の高まりや金融資本市場の変動の影響、国内では緩やかな回復が見られるものの、労働需給バランスの変化に伴う人手不足の影響、生活者の消費マインドが依然として強い節約志向にあることなど、景気の先行きは引き続き不透明な状況で推移するものと予想されます。

コーヒー関連事業におきましては、価格競争の激化、商品・サービスの多様化及びライフサイクルの短期化、市場のボーダレス化などで企業間競争はさらに高まるものと見込んでおります。また、人手不足を背景とした人件費、物流費および仕入コストの上昇への対応などの問題を抱えております。

飲食関連事業におきましては、業態の垣根を超えた企業間競争の激化、慢性的な人手不足による労働コストの上昇に加え、原材料価格の上昇への対応などの問題を抱えております。

このような環境の下、当社グループの置かれているさまざまな状況とその変化をいち早く受け止め、グループ一丸となって「ブランド強化」、「収益力の強化」及び「グループガバナンスの深化」に注力し、引き続き、企業体質の強化と業績の向上に努める所存です。

また、当社は2020年に迎える創業100周年のビジョンとして、コーヒーに関して信頼度No.1の会社であること、コーヒーの可能性を追求し、その価値を提供できる会社であること、そして、お客様に最初に選ばれるコーヒー会社であることを掲げ、その実現に向けて全社一丸となって取組んでまいります。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

| 項 目 \ 期 別       | 第64期<br>(2016年3月期) | 第65期<br>(2017年3月期) | 第66期<br>(2018年3月期) | 第67期<br>(2019年3月期) |
|-----------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 売 上 高           | 64,906             | 62,996             | 63,027             | 63,605             |
| 経 常 利 益         | 1,373              | 1,559              | 474                | 642                |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 751                | 1,134              | 319                | 234                |
| 1株当たり当期純利益      | 33円48銭             | 51円04銭             | 14円42銭             | 10円95銭             |
| 純 資 産           | 35,709             | 36,032             | 33,819             | 33,670             |
| 総 資 産           | 48,447             | 50,707             | 46,595             | 48,215             |
| 1株当たり純資産額       | 1,568円19銭          | 1,591円39銭          | 1,559円63銭          | 1,558円32銭          |

### ② 当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

| 項 目 \ 期 別  | 第64期<br>(2016年3月期) | 第65期<br>(2017年3月期) | 第66期<br>(2018年3月期) | 第67期<br>(2019年3月期) |
|------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 売 上 高      | 56,437             | 55,182             | 55,314             | 55,275             |
| 経 常 利 益    | 1,390              | 1,560              | 514                | 827                |
| 当 期 純 利 益  | 959                | 567                | 508                | 99                 |
| 1株当たり当期純利益 | 42円73銭             | 25円51銭             | 22円95銭             | 4円65銭              |
| 純 資 産      | 34,012             | 33,973             | 32,224             | 32,137             |
| 総 資 産      | 44,104             | 46,130             | 42,265             | 43,575             |
| 1株当たり純資産額  | 1,529円94銭          | 1,528円21銭          | 1,505円47銭          | 1,501円38銭          |

## (6) 重要な子会社及び関連会社の状況

### ① 重要な子会社の状況

| 会 社 名                   | 資 本 金    | 議決権比率   | 主 要 な 事 業 内 容                                                            |
|-------------------------|----------|---------|--------------------------------------------------------------------------|
| 株 式 会 社 イ タ リ ア ン ト マ ト | 100百万円   | 58.63%  | 飲食店事業及び洋菓子等の販売                                                           |
| 株 式 会 社 ア マ ン ド         | 100百万円   | 100.00% | 飲食店事業及び洋菓子等の販売                                                           |
| ニ ッ ク 食 品 株 式 会 社       | 100百万円   | 82.17%  | 飲料等の製造販売                                                                 |
| キーコーヒーコミュニケーションズ株式会社    | 10百万円    | 100.00% | オフィスサービス事業及び通販事業                                                         |
| 株式会社キョーエイコーポレーション       | 26百万円    | 100.00% | 運送物流事業                                                                   |
| キ ー ア ソ シ エ イ ツ 株 式 会 社 | 20百万円    | 100.00% | 保険代理店事業                                                                  |
| ス ラ ウ エ シ 興 産 株 式 会 社   | 100百万円   | 100.00% | インドネシア共和国のスラウェシ島において、コーヒー農園の経営とコーヒー集買事業を行う現地法人P.T.TOARCO JAYAに対する日本側投資会社 |
| honu 加 藤 珈 琲 店 株 式 会 社  | 100百万円   | 100.00% | レギュラーコーヒーの製造販売、通販事業及び飲食店の経営                                              |
| 台 湾 キ ー コ ー ヒ ー 株 式 会 社 | 29百万NT\$ | 75.79%  | 中華民国におけるレギュラーコーヒーの仕入販売及び飲料・食品の仕入販売                                       |

### ② 重要な関連会社の状況

| 会 社 名                   | 資 本 金  | 議決権比率    | 主 要 な 事 業 内 容                       |
|-------------------------|--------|----------|-------------------------------------|
| 沖 縄 キ ー コ ー ヒ ー 株 式 会 社 | 12百万円  | 34.50%   | 沖縄県におけるレギュラーコーヒーの製造仕入販売及び飲料・食品の仕入販売 |
| 株 式 会 社 銀 座 ル ノ ア ー ル   | 771百万円 | ※ 34.15% | 飲食店事業                               |

(注) ※は間接所有による議決権比率を含んでおります。

## (7) 主要な借入先 (2019年3月31日現在)

当社グループの資金調達において資金調達に占める借入金の割合が大きいものではありません。

### (8) 主要な事業内容（2019年3月31日現在）

| 事業区分     | 事業内容                                                       |
|----------|------------------------------------------------------------|
| コーヒー関連事業 | レギュラーコーヒーの製造販売事業                                           |
| 飲食関連事業   | 飲食店事業及び洋菓子等の販売                                             |
| その他の     | 飲料製品製造事業、オフィスサービス事業及び通販事業、運送物流事業、保険代理店事業、コーヒー農園の経営及び輸入事業など |

### (9) 主要な事業所（2019年3月31日現在）

|                      |           |                         |
|----------------------|-----------|-------------------------|
| 当 社                  | 本 社       | 東京都港区                   |
|                      | 研 究 所     | 船橋                      |
|                      | 営 業 拠 点   | 札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、福岡等72か所 |
|                      | 工 場       | 仙台、船橋、春日井、鳥栖            |
|                      | 物流センター・デポ | 札幌、仙台、船橋、春日井、鳥栖等11か所    |
| 株式会社イタリアントマト         | 本 社       | 東京都品川区                  |
| 株式会社アマンド             | 本 社       | 東京都港区                   |
| ニック食品株式会社            | 本 社       | 千葉県船橋市                  |
| キーコーヒーコミュニケーションズ株式会社 | 本 社       | 東京都港区                   |
|                      | 営 業 所     | 東京、名古屋、大阪               |
| 株式会社キョーエイコーポレーション    | 本 社       | 神奈川県横浜市                 |
| キーアソシエイツ株式会社         | 本 社       | 東京都港区                   |
| スラウエシ興産株式会社          | 本 社       | 東京都港区                   |
| honu 加藤珈琲店株式会社       | 本 社       | 愛知県名古屋市                 |
| 台湾キーコーヒー株式会社         | 本 社       | 中華民国台北市                 |

## (10) 従業員の状況（2019年3月31日現在）

## ① 企業集団の従業員の状況

| 事業の内容    | 従業員数            | 前連結会計年度末比増減 |
|----------|-----------------|-------------|
| コ－ヒ－関連事業 | 800名（ 655名）     | 2名減（ 21名減）  |
| 飲食関連事業   | 107名（ 1,069名）   | 1名減（ 196名増） |
| その他の     | 245名（ 141名）     | 12名増（ 3名減）  |
| 全社（共通）   | 24名（ 5名）        | 2名減（ ー）     |
| 計        | 1,176名（ 1,870名） | 7名増（ 172名増） |

（注） 1. 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託従業員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 「全社（共通）」は、管理部門に係る従業員数であります。

## ② 当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 824名 | 4名減       | 43.6歳 | 20.1年  |

## 2. 会社の株式に関する事項（2019年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 70,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 22,689,000株
- (3) 株主数 41,741名
- (4) 大株主（上位10名）

| 株主名                        | 持株数        | 持株比率   |
|----------------------------|------------|--------|
| 博友興産有限会社                   | 2,270,000株 | 10.47% |
| キーコーヒー取引先持株会               | 627,400株   | 2.89%  |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）    | 570,700株   | 2.63%  |
| 柴田裕                        | 468,900株   | 2.16%  |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）  | 404,800株   | 1.86%  |
| 三井物産株式会社                   | 387,700株   | 1.78%  |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5） | 386,400株   | 1.78%  |
| 株式会社みずほ銀行                  | 304,000株   | 1.40%  |
| 資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）     | 275,000株   | 1.26%  |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口1） | 266,100株   | 1.22%  |

- (注) 1. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2. 当社は自己株式1,009,040株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。自己株式には、株式給付信託（BBT）制度導入において設定した、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）所有の当社株式275,000株を含んでおりません。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

### (1) 当社役員が保有している新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (2) 当事業年度中に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役の状況（2019年3月31日現在）

| 地 位           | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                |
|---------------|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 社 長 | 柴 田 裕   | 品質保証部兼管理本部兼SCM本部管掌<br>ニッポ食品株式会社 代表取締役社長<br>マーケティング本部長<br>イリー事業部管掌<br>キーコーヒーコミュニケーションズ株式会社 代表取締役社長<br>台湾キーコーヒー株式会社 董事長<br>営業統括<br>特販営業本部兼流通営業本部兼事業本部兼<br>ストラテジーソリューション事業部管掌<br>経営企画部長<br><br>D. グラント・コンサルティング株式会社 代表取締役パートナー<br><br>公認会計士、税理士、株式会社プロネクサス 監査役 |
| 取締役副社長執行役員    | 新 川 雄 司 |                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 取締役専務執行役員     | 川 股 一 雄 |                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 取締役常務執行役員     | 小 澤 信 宏 |                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 取締役執行役員       | 安 藤 昌 也 |                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 取締役（監査等委員）    | 清 水 信 行 |                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 取締役（監査等委員）    | 前 原 一 雅 |                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 取締役（監査等委員）    | 梶 山 智   |                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 取締役（監査等委員）    | 中 川 幸 三 |                                                                                                                                                                                                                                                             |

- (注) 1. 取締役のうち前原一雅、梶山 智、中川幸三の各氏は、社外取締役であります。
2. 取締役の清水信行氏は常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、社内事情に精通した者が、取締役会以外の重要な会議等への出席や内部監査部門等との連携を密に図ることにより得られた情報をもとに、監査等委員会による監査の実効性を高めるためであります。
3. 取締役（監査等委員）の中川幸三氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役のうち前原一雅、梶山 智、中川幸三の各氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
5. 取締役兼務の者を除く2019年4月1日現在の執行役員は次のとおりです。

| 地 位     | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況 |
|---------|---------|--------------|
| 執 行 役 員 | 吉 橋 宏 幸 | 管理本部長        |
| 執 行 役 員 | 中 野 正 崇 | マーケティング本部長   |
| 執 行 役 員 | 酒 井 正 一 | SCM本部長       |
| 執 行 役 員 | 川 鍋 孝 志 | 特販営業本部長      |
| 執 行 役 員 | 森 本 篤 俊 | 流通営業本部長      |
| 執 行 役 員 | 小 杉 太   | 事業本部長        |

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

## (3) 取締役の報酬等の総額

| 区 分                     | 支給人員       | 支給額               |
|-------------------------|------------|-------------------|
| 取締役（監査等委員を除く）           | 5名         | 135百万円            |
| 取締役（監査等委員）<br>（うち社外取締役） | 4名<br>(3名) | 37百万円<br>( 19百万円) |
| 合 計                     | 9名         | 172百万円            |

- (注) 1. 上記の報酬等の総額には取締役9名に対する株式報酬制度として、当事業年度に計上した株式給付引当金繰入額16百万円が含まれております。この株式報酬制度につきましては、2018年6月19日開催の第66期定時株主総会において、2.及び3.に記載の各報酬限度額とは別枠で決議いただいております。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2015年6月24日開催の第63期定時株主総会において年額175百万円以内と決議いただいております。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2015年6月24日開催の第63期定時株主総会において年額45百万円以内と決議いただいております。

## (4) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先と当社との関係

| 氏 名                       | 重要な兼職の状況   | 兼職先                  |
|---------------------------|------------|----------------------|
| 梶 山 智<br>(社外取締役（監査等委員）)   | 代表取締役パートナー | D. グラント・コンサルティング株式会社 |
| 中 川 幸 三<br>(社外取締役（監査等委員）) | 監 査 役      | 株式会社プロネクサス           |

- (注) 社外取締役（監査等委員）梶山 智、中川幸三の両氏が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な取引関係等はありません。



## ② 主な活動状況

| 氏 名                        | 主 な 活 動 内 容                                                                                                         |
|----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 前 原 一 雅<br>(社外取締役 (監査等委員)) | 当事業年度に開催した14回の取締役会のうち14回、15回の監査等委員会のうち15回に出席し、企業経営に関する豊富な経験や幅広い知見に基づき、経営の意思決定の妥当性及び適正性を確保する観点から発言を行っております。          |
| 梶 山 智<br>(社外取締役 (監査等委員))   | 当事業年度に開催した14回の取締役会のうち13回、15回の監査等委員会のうち14回に出席し、経営コンサルティングの専門家として豊富な経験と幅広い知見に基づき、経営の意思決定の妥当性及び適正性を確保する観点から発言を行っております。 |
| 中 川 幸 三<br>(社外取締役 (監査等委員)) | 当事業年度に開催した14回の取締役会のうち13回、15回の監査等委員会のうち14回に出席し、公認会計士としての豊富な経験と高い見識に基づき、経営の意思決定の妥当性及び適正性を確保する観点から発言を行っております。          |

## 5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

該当事項はありません。

# 連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部            |               | 負 債 の 部                  |               |
|--------------------|---------------|--------------------------|---------------|
| 科 目                | 金 額           | 科 目                      | 金 額           |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>27,346</b> | <b>流 動 負 債</b>           | <b>11,974</b> |
| 現 金 及 び 預 金        | 7,226         | 支 払 手 形 及 び 買 掛 金        | 7,206         |
| 受 取 手 形 及 び 売 掛 金  | 11,168        | 短 期 借 入 金                | 501           |
| 商 品 及 び 製 品        | 2,592         | 未 払 金                    | 1,891         |
| 仕 掛 品              | 182           | 未 払 法 人 税 等              | 312           |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品    | 5,274         | 賞 与 引 当 金                | 436           |
| そ の 他              | 932           | そ の 他 の 引 当 金            | 3             |
| 貸 倒 引 当 金          | △28           | そ の 他                    | 1,622         |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>20,868</b> | <b>固 定 負 債</b>           | <b>2,571</b>  |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>14,090</b> | 長 期 借 入 金                | 258           |
| 建 物 及 び 構 築 物      | 4,688         | 繰 延 税 金 負 債              | 140           |
| 機 械 装 置 及 び 運 搬 具  | 1,783         | 再評価に係る繰延税金負債             | 231           |
| 土 地                | 6,683         | 株 式 給 付 引 当 金            | 21            |
| そ の 他              | 934           | そ の 他 の 引 当 金            | 2             |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>557</b>    | 退 職 給 付 に 係 る 負 債        | 999           |
| の れ ん              | 324           | 資 産 除 去 債 務              | 203           |
| ソ フ ト ウ ェ ア        | 81            | そ の 他                    | 714           |
| 電 話 加 入 権          | 53            | <b>負 債 合 計</b>           | <b>14,545</b> |
| そ の 他              | 97            | <b>純 資 産 の 部</b>         |               |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>6,220</b>  | <b>株 主 資 本</b>           | <b>36,592</b> |
| 投 資 有 価 証 券        | 4,523         | 資 本 金                    | 4,628         |
| 長 期 貸 付 金          | 79            | 資 本 剰 余 金                | 5,104         |
| 繰 延 税 金 資 産        | 293           | 利 益 剰 余 金                | 29,416        |
| 差 入 保 証 金          | 1,108         | 自 己 株 式                  | △2,557        |
| そ の 他              | 450           | <b>その他の包括利益累計額</b>       | <b>△3,237</b> |
| 貸 倒 引 当 金          | △ 235         | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金  | 363           |
|                    |               | 土 地 再 評 価 差 額 金          | △3,297        |
|                    |               | 為 替 換 算 調 整 勘 定          | △15           |
|                    |               | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額  | △286          |
|                    |               | <b>非 支 配 株 主 持 分</b>     | <b>314</b>    |
|                    |               | <b>純 資 産 合 計</b>         | <b>33,670</b> |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>48,215</b> | <b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b> | <b>48,215</b> |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目             |     | 金 額 |        |
|-----------------|-----|-----|--------|
| 売上高             |     |     | 63,605 |
| 売上原価            |     |     | 47,051 |
| 売上総利益           |     |     | 16,553 |
| 販売費及び一般管理費      |     |     | 16,057 |
| 営業利益            |     |     | 495    |
| 受取利息            | 3   |     |        |
| 受取配当金           | 30  |     |        |
| 持分法による投資利益      | 49  |     |        |
| 受取家賃            | 29  |     |        |
| 貸倒引当金戻入         | 4   |     |        |
| その他             | 56  |     | 173    |
| 営業外費用           |     |     |        |
| 支払利息            | 18  |     |        |
| 賃貸借契約解約損        | 2   |     |        |
| その他             | 4   |     | 26     |
| 経常利益            |     |     | 642    |
| 特別利益            |     |     |        |
| 固定資産売却益         | 5   |     | 5      |
| 特別損失            |     |     |        |
| 減損損失            | 173 |     |        |
| 投資有価証券売却損       | 4   |     |        |
| 災害損失            | 2   |     | 180    |
| 税金等調整前当期純利益     |     |     | 468    |
| 法人税、住民税及び事業税    | 398 |     |        |
| 法人税等調整額         | △19 |     | 378    |
| 当期純利益           |     |     | 90     |
| 非支配株主に帰属する当期純損失 |     |     | △144   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |     |     | 234    |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

# 貸 借 対 照 表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部              |               | 負 債 の 部                  |                |
|----------------------|---------------|--------------------------|----------------|
| 科 目                  | 金 額           | 科 目                      | 金 額            |
| <b>流 動 資 産</b>       | <b>25,247</b> | <b>流 動 負 債</b>           | <b>9,996</b>   |
| 現金及び預金               | 6,037         | 買掛金                      | 6,773          |
| 受取手形                 | 86            | 買入掛金                     | 125            |
| 売掛金                  | 10,809        | 未払消費税                    | 1,576          |
| 仕掛品                  | 2,461         | 未払消費税                    | 139            |
| 材料及び貯蔵品              | 178           | 未払法人税等                   | 512            |
| 前払費用                 | 5,058         | 前払費用                     | 253            |
| 倒引当金                 | 39            | 受取引当金                    | 92             |
|                      | 173           | 賞与引当金                    | 141            |
|                      | 418           | その他の引当金                  | 379            |
|                      | △16           |                          | 2              |
| <b>固 定 資 産</b>       | <b>18,327</b> | <b>固 定 負 債</b>           | <b>1,442</b>   |
| 有形固定資産               | 11,981        | 関係会社長期借入金                | 260            |
| 建物                   | 3,887         | リース負債                    | 380            |
| 構築物                  | 52            | 再評価に係る繰延税金負債             | 231            |
| 機械及び装置               | 1,361         | 退職給付引当金                  | 421            |
| 車両運搬具                | 8             | 株式給付引当金                  | 21             |
| 土壌改良費                | 346           | 資産除却負債                   | 9              |
| リース資産                | 5,917         |                          | 118            |
|                      | 407           |                          |                |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>   | <b>167</b>    | <b>負 債 合 計</b>           | <b>11,438</b>  |
| ソフトウェア               | 40            | <b>純 資 産 の 部</b>         |                |
| 特許権                  | 51            | 株主資本                     | 35,071         |
| その他の権利               | 75            | 資本剰余金                    | 4,628          |
|                      |               | 資本剰余金                    | 5,101          |
| <b>投 資 の 他 の 資 産</b> | <b>6,178</b>  | 資本剰余金                    | 5,049          |
| 投資有価証券               | 2,394         | その他の資本剰余金                | 52             |
| 関係会社株                | 3,164         | 利益剰余金                    | 27,897         |
| 出資                   | 6             | 利益剰余金                    | 609            |
| 長期貸付金                | 42            | その他の利益剰余金                | 27,288         |
| 従業員に対する長期貸付金         | 2             | 圧縮記帳積立金                  | 121            |
| 関係会社長期貸付金            | 43            | 別途積立金                    | 25,500         |
| 更生債権                 | 54            | 繰越利益剰余金                  | 1,666          |
| 長期前払費用               | 15            |                          |                |
| 繰延税金資産               | 107           | <b>自 己 株 式</b>           | <b>△2,557</b>  |
| 差入保証金                | 293           |                          |                |
| 会員の権利                | 217           | <b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>   | <b>△ 2,933</b> |
| 倒引当金                 | 1             | その他の有価証券評価差額金            | 363            |
|                      | △164          | 土地再評価差額金                 | △ 3,297        |
| <b>資 産 合 計</b>       | <b>43,575</b> | <b>純 資 産 合 計</b>         | <b>32,137</b>  |
|                      |               | <b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b> | <b>43,575</b>  |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2018年 4 月 1 日から)  
(2019年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                   | 金 額 |        |
|-----------------------|-----|--------|
| 売 上 高                 |     | 55,275 |
| 売 上 原 価               |     | 41,032 |
| 売 上 総 利 益             |     | 14,243 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |     | 13,655 |
| 営 業 利 益               |     | 587    |
| 営 業 外 収 益             |     |        |
| 受 取 利 息               | 1   |        |
| 受 取 配 当 金             | 171 |        |
| 受 取 家 賃               | 34  |        |
| 貸 倒 引 当 金 戻 入 額       | 3   |        |
| そ の 他                 | 34  | 245    |
| 営 業 外 費 用             |     |        |
| 支 払 利 息               | 1   |        |
| 賃 貸 借 契 約 解 約 損       | 2   |        |
| そ の 他                 | 1   | 5      |
| 経 常 利 益               |     | 827    |
| 特 別 損 失               |     |        |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 損     | 1   |        |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損     | 414 |        |
| 災 害 損 失               | 2   | 418    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |     | 409    |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 318 |        |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △8  | 309    |
| 当 期 純 利 益             |     | 99     |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告 書

株 主 総 会 参 考 書 類

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月9日

キーコーヒー株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 林 敬子 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 斎藤 毅文 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、キーコーヒー株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キーコーヒー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以 上

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月9日

キーコーヒー株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 林 敬子 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 斎藤 毅文 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、キーコーヒー株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第67期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月13日

キーコーヒー株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 清水 信 行 ㊞

監査等委員 前 原 一 雅 ㊞

監査等委員 梶 山 智 ㊞

監査等委員 中 川 幸 三 ㊞

(注) 監査等委員前原一雅及び梶山智、中川幸三は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、将来の事業展開と企業基盤の強化のために必要な内部留保の確保と株主の皆様への利益還元を両立すべく、安定した配当に努めることを基本方針としております。

この基本方針に基づき、今後の業績見通し等を検討し、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。なお、本議案をご承認いただきますと、中間配当9円と合わせた当期の配当は、1株につき18円となります。

#### 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金9円、総額 195,119,640円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2019年6月26日

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

本総会終結の時をもって、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）5名全員の任期が満了となりますので、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                            | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                    | 所有する当社の株式数<br>(うち、株式報酬制度に基づく交付予定の株式の数) |
|------------|------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| 1          | しば た ゆたか<br>柴 田 裕<br>(1964年1月12日生)<br>再任 | 1987年 3 月 当社入社<br>1997年 4 月 第一営業部長<br>1997年 6 月 取締役就任<br>1999年 4 月 広域営業本部副本部長<br>2000年10月 常務取締役就任<br>2000年10月 企画本部長<br>2001年 4 月 マーケティング本部長<br>2001年 6 月 専務取締役就任<br>2002年 1 月 代表取締役専務取締役就任<br>2002年 7 月 代表取締役社長就任（現任） | 470,550株<br>(1,650株)                   |

### 取締役の候補者とする理由

柴田 裕氏は、営業部門及び企画・マーケティング部門等での業務経験を経て、経営的立場での豊富な業務経験を有しております。2002年7月からは当社の代表取締役社長として、グループ経営を統括する立場で積極的に活動を行っており、当社の企業価値向上に貢献しております。このような実績をふまえ、引き続き当社の取締役として、同氏の経験等を業務執行や経営の監督に活用していただくことが期待できるものと判断しております。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                               | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 所有する当社の株式数<br>(うち、株式報酬制度に基づく交付予定の株式の数) |
|------------|---------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| 2          | にい かわ ゆう じ<br>新 川 雄 司<br>(1954年1月1日生)<br>再任 | 1977年 3 月 当社入社<br>1997年 4 月 総合企画室長<br>1999年 6 月 取締役就任<br>2000年 4 月 経営企画室長<br>2001年 4 月 生産本部長<br>2003年 4 月 管理本部長<br>2003年 6 月 常務取締役就任<br>2007年 6 月 専務取締役就任<br>2009年 4 月 品質保証部管掌（現任）<br>2009年 5 月 スラウェシ興産株式会社<br>代表取締役社長就任<br>2011年 6 月 ニック食品株式会社<br>代表取締役社長就任（現任）<br>2013年 6 月 取締役専務執行役員就任<br>2013年 6 月 S C M本部管掌、管理本部管掌（現任）<br>2015年 6 月 取締役副社長執行役員就任（現任） | 20,300株<br>(1,200株)                    |

#### 取締役の候補者とする理由

新川 雄司氏は、企画部門、生産部門及び管理部門等での豊富な業務経験を有し、また、グループ会社の代表取締役を務めるなど、経営的立場での豊富な業務経験を有しております。1999年6月からは当社の取締役として、積極的に活動を行っており、当社の企業価値向上に貢献しております。このような実績をふまえ、引き続き当社の取締役として、同氏の経験等を業務執行や経営の監督に活用していただくことが期待できるものと判断しております。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                                                                  | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 所有する当社の株式数<br>(うち、株式報酬制度に基づく交付予定の株式の数) |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| 3          | <div> <div> かわ また かず お </div> <div> 川 股 一 雄 </div> </div> (1957年11月12日生)<br>再任 | 1983年 3 月 当社入社<br>2000年 4 月 第一営業部長<br>2003年 4 月 広域営業本部長<br>2003年 6 月 取締役就任<br>2005年 6 月 常務取締役就任<br>2006年 4 月 事業本部長<br>2008年 4 月 営業統括<br>2011年 4 月 経営企画本部長<br>2011年 6 月 キーコーヒーコミュニケーションズ株式会社<br>代表取締役社長就任（現任）<br>2013年 4 月 マーケティング本部長<br>2013年 6 月 取締役常務執行役員就任<br>2013年 6 月 調達グループ管掌<br>2015年 4 月 イリー事業部管掌（現任）<br>2015年 6 月 取締役専務執行役員就任（現任）<br>2017年 6 月 台湾キーコーヒー株式会社<br>董事長就任（現任）<br>2019年 4 月 商品統括（現任）<br>S C M本部兼マーケティング本部管掌<br>（現任） | 15,850株<br>(1,050株)                    |

取締役の候補者とする理由

川股 一雄氏は、営業部門及び企画・マーケティング部門等での豊富な業務経験を有し、また、グループ会社の代表取締役を務めるなど、経営的立場での豊富な業務経験を有しております。2003年6月からは当社の取締役として、積極的に活動を行っており、当社の企業価値向上に貢献しております。このような実績をふまえ、引き続き当社の取締役として、同氏の経験等を業務執行や経営の監督に活用していただくことが期待できるものと判断しております。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                               | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                             | 所有する当社の株式数<br>(うち、株式報酬制度に基づく交付予定の株式の数) |
|------------|---------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| 4          | お ざわ のぶ ひろ<br>小 澤 信 宏<br>(1960年1月6日生)<br>再任 | 1982年 3 月 当社入社<br>2001年 4 月 第二営業部長<br>2003年 4 月 第一営業部長<br>2005年 7 月 広域営業本部長<br>2007年 6 月 取締役就任<br>2010年 4 月 広域営業本部管掌<br>2012年 4 月 特販営業本部長<br>2013年 4 月 取締役常務執行役員就任（現任）<br>2013年 4 月 営業統括（現任）<br>2013年 6 月 特販営業本部兼流通営業本部兼<br>事業本部管掌（現任）<br>2017年 4 月 ストラテジーソリューション事業部管掌<br>（現任） | 11,600株<br>(900株)                      |

#### 取締役の候補者とする理由

小澤 信宏氏は、営業部門での豊富な業務経験を有し、2007年6月からは当社の取締役として、また、2013年4月からは営業統括として当社の営業全般を統括、推進するなど積極的に活動を行っており、当社の企業価値向上に貢献しております。このような実績をふまえ、引き続き当社の取締役として、同氏の経験等を業務執行や経営の監督に活用していただくことが期待できるものと判断しております。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                                 | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                 | 所有する当社の株式数<br>(うち、株式報酬制度に基づく交付予定の株式の数) |
|-----------|-----------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| 5         | あん どう まさ や<br>安 藤 昌 也<br>(1959年10月31日生)<br>再任 | 1984年 2 月 当社入社<br>2004年 4 月 経営企画室長<br>2009年 4 月 経営企画本部副本部長兼<br>R & Dグループリーダー<br>2012年 4 月 経営企画本部副本部長兼経営企画部長<br>2013年 4 月 執行役員経営企画部長就任 (現任)<br>2018年 6 月 取締役就任 (現任) | 1,082株<br>(682株)                       |

#### 取締役の候補者とする理由

安藤 昌也氏は、経営企画部長として、広告宣伝、販売促進及び商品開発等の豊富な業務経験を有し、経営計画の策定及び遂行、内部統制並びにリスク管理等を統括しております。このような実績をふまえ、引き続き当社の取締役として、同氏の経験等を業務執行や経営の監督に活用していただくことが期待できるものと判断しております。

#### (注) 取締役候補者と当社との間の特別の利害関係について

##### (1) 新川 雄司氏との利害関係

同氏は、ニック食品株式会社の代表取締役社長を兼務しております。当社は同社に原料用コーヒーを販売するとともに、製商品の加工を委託しております。また、当社は同社より飲料製品等を購入しております。

##### (2) 川股 一雄氏との利害関係

同氏は、キーコーヒーコミュニケーションズ株式会社の代表取締役社長を兼務しており、当社は同社にレギュラーコーヒー製品等を販売しております。また、同氏は、台湾キーコーヒー株式会社の董事長を兼務しており、当社は、同社にレギュラーコーヒー製品等を販売しており、当社は同社の債務保証をしております。

##### (3) その他の取締役候補者との間には特別の利害関係はありません。

**第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件**

本総会終結の時をもって、現在の監査等委員である取締役清水信行氏、前原一雅氏、梶山智氏及び中川幸三氏の4名全員の任期が満了となりますので、社外取締役3名を含む監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                              | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                         | 所有する当社の株式数<br>(うち、株式報酬制度に基づく交付予定の株式の数) |
|------------|--------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| 1          | しみず のぶ ゆき<br>清水 信 行<br>(1954年5月12日生)<br>再任 | 1978年3月 当社入社<br>2001年4月 財務部長<br>2009年4月 生産本部長<br>2011年4月 監査室長<br>2012年6月 監査役就任<br>2015年6月 取締役（監査等委員）就任（現任） | 7,200株<br>(1,000株)                     |

監査等委員である取締役の候補者とする理由

清水 信行氏は、生産部門及び管理部門等での豊富な業務経験を有し、また、監査室長、監査役を務めるなど、監査業務での豊富な経験を有しております。また、2015年6月からは当社の監査等委員である取締役として積極的に活動を行っており、当社の企業価値向上に貢献しております。このような実績をふまえ、引き続き当社の監査等委員である取締役として、同氏の経験等を経営の監督に活用していただくことが期待できるものと判断しております。



| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                     | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                            | 所有する当社の株式数<br>(うち、株式報酬制度に基づく交付予定の株式の数) |
|-------|----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| 2     | すざやま 梶山 智<br>(1959年4月17日生)<br>再任 | 1986年4月 株式会社コスモ総合研究所入所<br>1996年3月 プライスウォーターハウス青山監査法人入所<br>マネージングディレクター、<br>戦略コンサルティング・サービス部門担当<br>2004年4月 D.グラント・コンサルティング株式会社設立<br>代表取締役パートナー就任（現任）<br>2004年6月 中央物産株式会社監査役就任<br>2011年6月 当社監査役就任<br>2015年6月 当社取締役（監査等委員）就任（現任） | 950株<br>(350株)                         |

監査等委員である取締役の候補者とする理由

梶山 智氏は、D. グラント・コンサルティング株式会社の代表取締役パートナーであり、企業経営者及び経営コンサルタントとしての豊富な経験、幅広い知見を有しております。また、2011年から当社の監査役を務め、2015年6月からは当社の監査等委員である取締役として積極的に活動を行っており、当社の企業価値向上に貢献しております。このような実績をふまえ、引き続き当社の監査等委員である取締役として、同氏の経験等を経営の監督に活用していただくことが期待できるものと判断しております。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                 | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 所有する当社の株式数<br>(うち、株式報酬制度に基づく交付予定の株式の数) |
|------------|-------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| 3          | 中 川 幸 三<br>(1951年3月5日生)<br>再任 | 1980年11月 デロイト・ハスキング・アンド・セルズ公認<br>会計士共同事務所（現、有限責任監査法人<br>トーマツ）入所<br>1985年 2 月 公認会計士登録<br>2011年 9 月 有限責任監査法人トーマツ退所<br>2011年10月 中川幸三公認会計士事務所開設（現任）<br>2011年12月 税理士登録<br>2011年12月 中川幸三税理士事務所開設（現任）<br>2012年 6 月 当社監査役就任<br>2012年 6 月 株式会社プロネクス監査役就任（現任）<br>2013年 6 月 株式会社ニッキ監査役就任<br>2015年 6 月 当社取締役（監査等委員）就任（現任） | 2,250株<br>(350株)                       |

監査等委員である取締役の候補者とする理由

中川 幸三氏は、直接企業経営に関与した経験はありませんが、公認会計士として培われた専門的な知識・経験を有しております。また、2012年から当社の監査役を務め、2015年6月からは当社の監査等委員である取締役として積極的に活動を行っており、当社の企業価値向上に貢献しております。このような実績をふまえ、引き続き当社の監査等委員である取締役として、同氏の経験等を経営の監督に活用していただくことが期待できるものと判断しております。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                  | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 所有する当社の株式数<br>(うち、株式報酬制度に基づく交付予定の株式の数) |
|------------|--------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| 4          | 柴 本 淑 子<br>(1952年5月17日生)<br>新任 | 1975年 4 月 株式会社日本経済新聞社入社<br>生活情報誌「ショッピング」副編集長<br>1991年10月 香港ポスト（日本語新聞）入社<br>家庭欄編集長<br>1996年 7 月 株式会社風讃社入社<br>「たまごクラブ」「ひよこクラブ」<br>(ベネッセコーポレーション) 編集長<br>2004年 2 月 有限会社バイタル・ネットワーク設立<br>代表取締役就任（現任）<br>2005年 8 月 株式会社角川SSコミュニケーションズ入社<br>「毎日が発見」編集長<br>2007年 4 月 上智大学文学部新聞学科非常勤講師<br>雑誌論担当<br>2012年 9 月 東洋大学理工学部非常勤講師<br>日本語リテラシー担当（現任） | 0株                                     |

監査等委員である取締役の候補者とする理由

柴本 淑子氏は、育児からシニア向けまで幅広い年齢層の雑誌の編集長を歴任し、高い見識と生活者目線による豊富で幅広い経験を有しております。同氏は、社外取締役として企業経営に関与したことはありませんが、当社経営の透明性確保とガバナンス機能を高めるための職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 梶山 智及び中川 幸三の各氏の当社での監査等委員である社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。
3. 梶山 智、中川 幸三及び柴本 淑子の各氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、清水 信行、梶山 智及び中川 幸三の各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、各氏の再任が承認された場合、同契約を継続する予定であります。また、柴本 淑子氏が原案どおり選任された場合、当社は同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額（最低責任限度額）であります。
5. 当社は、梶山 智及び中川 幸三の両氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員（社

外取締役）として届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定です。また、柴本 淑子氏についても東京証券取引所の定めに基づく独立役員（社外取締役）として届け出ております。同氏が原案どおり選任された場合独立役員となる予定です。

6. 当社は、梶山 智及び中川 幸三の両氏との間で、買収防衛策に係る独立委員委任契約を締結しております。また、柴本 淑子氏が原案どおり選任された場合、当社は同氏との間で、独立委員委任契約を締結する予定です。

#### 第4号議案 当社発行株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

当社は、2008年4月23日開催の当社取締役会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を導入することを決定し、同年6月24日開催の当社第56期定時株主総会において、株主の皆様からのご承認を頂きました。

今般、当社は、本プランの有効期間が本総会の終結の時をもって満了となることを受け、2019年5月13日付「当社発行株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について」で公表いたしましたとおり、同日開催の取締役会において、本総会における株主の皆様の承認を条件に、本プランを継続することを決定いたしました。

本議案は、当社現行定款第41条第1項の定めに基づき、本プランの継続について株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

本プランの継続につきましては、当社を取巻く社会情勢及び経営環境の変化並びに買収防衛策に関する各種議論の動向等もふまえたうえで、継続を決定したものであります。なお、本プランの基本的な内容はこれまでのものと同一であります。

本プランは、大規模買付行為のうち、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資さないものを抑止し、そのために、株主の皆様が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報と十分に検討する時間を確保していただくべく、導入されたものであり、大規模買付行為そのものを阻害したり、大規模買付行為に応じるか否かという株主の皆様の判断の機会を奪ったりするものではありません。

本プランの継続につきましては、上記取締役会に出席した監査等委員である取締役全員（社外取締役3名を含みます。）が、いずれも本プランの継続に賛成する旨を表明しております。

本プランの具体的な内容につきましては、別紙（37頁～60頁）をご参照ください。

なお、当社は、本日現在、当社株式に対する大規模買付行為の提案を受けておりませんことを、念のため申し添えます。

## 第1 本プラン継続に関する当社の基本的考え方

### 1 当社の財務及び事業の方針を決定する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社及び当社グループの企業価値（以下、単に「当社の企業価値」といいます。）、ひいては株主共同の利益を確保し、向上させていくことを究極の目的としており、これに資する者が当社の財務及び事業の方針を決定する者として相応しいと考えております。

そのため、当社は、当社株式の大規模な買付けや支配権の移転を伴う買収提案（以下「買収提案」といいます。）を行う者（以下「買収提案者」といいます。）のうち、その目的から見て当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に対し明白な侵害をもたらす者は、当社の財務及び事業の方針を決定する者としては不適切であると考えております。他方、買収提案が当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、当社はその買収提案を否定するものではなく、最終的に株主の皆様が、当該買収提案が当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するとご判断されるのであれば、その意思に基づき、当該買収提案に応じて頂くべきだと考えております。

しかしながら、買収提案が当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものかどうかを株主の皆様に適切にご判断頂くためには、株主の皆様が当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を構成する有形・無形の要素や経営資源を把握して頂いた上で、買収提案者の当社の企業価値、ひいては株主共同の利益に対する考え方及び当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の向上・確保のための戦略、施策、考え方等の情報を必要かつ十分に取得して頂き、さらに、その情報と当社現経営陣の経営方針等とを必要かつ十分に対比・検討して頂くべきだと考えております。

従いまして、当社は、買収提案者のうち、株主の皆様に対して買収提案の内容を十分に検討するために合理的に必要な時間及び情報を提供しない者は、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資するものではなく、買収提案者としては不適切であると考えています。

以下の2及び3では、株主の皆様が現経営陣の当社の企業価値、ひいては株主共同の利益に対する考え方と経営方針等をご理解頂くべく、本書の場を借りてこれを明らかにすることといたします。

### 2 当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の源泉

(1) 当社は1920年にコーヒーの焙煎・販売等を目的として横浜の地に創業した「木村商店」を起源とし、以来、コーヒーを究めるとの情熱の下に、コーヒーの輸入・製造・販売等に力を入れるだけでなく、よりおいしいコーヒー豆を追い求めてコーヒー農園の開発・経営をも手懸けるなど、長年にわたりコーヒー関連事業に携わってまいりました。キーコーヒーの歴史は日本のコーヒーの歴史そのものと言っても過言ではないと自負しております。また、当社は、1997年に東京証券取引所市場第一部に上場し、社会的責任を全うすることが強く求められるようになりましたことから、コーヒーを究めるという創業以来の企業理念に加え、「お客様、株主、社員の満足度向上と社会との共生」という経営方針を打ち出し、CSR活動にも取り組みつつ、「一杯のコーヒーを深めることで人と人の絆をつくり、あらゆるシーンを喜びで満たしていく、情熱的なコーヒーの探求者」を目指すことといたしました。

(2) このような歴史を経て、現在では、ご家庭から職場に至るまで、あらゆるコーヒーの飲用シーンで「キーコーヒー」が認知されております。このようなキーコーヒーのブランド力が、現在の当社の企業価

値、ひいては株主共同の利益の源泉であります。このブランド力は、当社に対し安定的な収益をもたらすだけではなく、積極的な事業活動の展開を可能にするとともに、他方で社会的責任を果たすべく行動する規律、すなわち当社事業の原動力・推進力であるとともに、当社の歩むべき方向を定める道標であり、当社の価値を生み出す源そのものであります。

### 3 当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に向けた取り組み

当社は、「キーコーヒー」のブランド力を当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の源泉として、より一層の企業価値の確保・向上を目指すべく、以下のような取り組みを行なっておりましました。

#### (1) コーヒーへのこだわり

コーヒーはいうまでもなくコーヒー豆を原料としており、高品質のコーヒー豆はコーヒーのおいしさを生み出すための第一歩であります。当社は創業当時よりこのことを深く認識していたため、海外のコーヒー豆栽培農家と緊密な信頼関係を築き、より品質の高いコーヒー豆を適正な価格で安定的に確保できるように努力するとともに、当社自身も戦前よりコーヒー農園を直接開発することに取り組み、理想とするコーヒー豆作りを追い求めてまいりました。

特に、農園作りから取り組み、1978年に幻のコーヒーとして復活させたトアルコトラジャは、当社のコーヒーに対する飽くなき情熱が生み出した、世界でもトップクラスの品質を誇るコーヒー豆であり、そこから醸し出される豊かなアロマとまろやかな酸味、そしてしっかりとしたコクは、多くのコーヒーファンの舌を唸らせています。その優れた品質はロングセラー商品である当社スペシャルブレンドとともに、食品のミシュランガイドとも称されるモンドセレクションと並びヨーロッパ二大品評会であるiTQi（国際味覚審査機構）の品評会で優秀味覚賞を受賞いたしました。

また、当社は、2017年には、コーヒーチェリーの収穫直後、コーヒー豆をとりだす前の状態で氷温熟成を行なって香味のもととなる成分量を増加させる新技術「KEY Post-Harvest Processing」を開発し、2018年には、発売40周年を迎えたトアルコトラジャの存在価値にさらに磨きをかける新商品「トアルコトラジャ KEY Post-Harvest Processing」を数量限定で発売いたしました。

#### (2) 生産設備の整備

コーヒー豆がどれほど素晴らしいものであっても、それを製品化する生産設備が不十分なものであれば、コーヒーの品質は損なわれてしまいます。そこで、当社は2001年から衛生管理機能に重点を置いた形で全国4箇所の当社工場のリノベーションに取り組み、将来を見据えた最新鋭の食品工場とするための設備の整備・改善及び生産能力の向上を図りました。

このリノベーションは2007年5月に完了し、現在では全ての工場で、高度の衛生管理の下、高品質のコーヒー豆を最大限に活かした製品作りを行い、さらに鮮度を保って皆様の手にお届けできる生産及び物流体制が構築されております。なお、この4工場は2012年に認証機関「GFSI」より、これまでの食品安全マネジメントシステム国際規格「ISO22000」と食品製造業向け食品安全プログラム「PAS220:2008」を組み合わせたグローバルな食品安全認証システムである「FSSC22000」の認証を受けました。

#### (3) 市場の開拓

コーヒーを生業とする当社にとって、上述した高品質のコーヒー豆とそのおいしさを生み出す生産設備はともに欠くことの出来ない存在です。しかし、同時にお客様のニーズに応じた多様なコーヒー製品を提供することや、満足度の高いきめ細やかな営業活動を展開することによって、お客様の期待に応え、信頼をさらに強めていくことも、キーコーヒーブランド力の更なる向上にとって必要不可欠のもの



と考えております。

当社は、この観点から、例えば、業務用市場に向けては、お得意先の繁栄を目指したきめ細やかな企画提案型の営業活動を店舗別・業態別に展開し続けてまいりました。また、家庭用市場に向けては、生活者の視点に立った製品や食の安全・安心にこだわった製品など、明確なコンセプトを持った差別性のある新製品を積極的に開発、販売してまいりました。その他にも、オフィスコーヒーサービス・自動販売機向け製品群の充実やコーヒーをより身近に感じて頂くための多種多様な店舗展開等といった、コーヒー市場の裾野拡大へ向けた取り組みを行い、さらにはイタリアントマト、ルノアール、アマンドなど周辺の関連食品事業や飲食事業への展開、イタリア・イリーカフェ社のエスプレッソコーヒーの販売、インターネット通販市場でのコーヒー販売の有力企業であるhonu加藤珈琲店の子会社化、2017年3月から開始した紅茶の世界的なブランドである「リプトン」製品の国内家庭用市場での販売総代理店としての活動等を行なってまいりました。

#### (4) 研究開発

上記のような事業活動は、市場のニーズを的確に把握し、それを取り入れた製品の開発が可能となって初めて奏効するものといえます。そのため、当社は1985年にコーヒーの基礎研究とともに、新商品の開発、新技術の発明を目指して研究所を設立し、2006年には開発志向をより明確にするために開発研究所に改称し、より営業活動に密接に関連した形での研究開発を行ってまいりました。その活動は氷温技術を深化させて際立つ甘い香りとまろやかな味わいを実現した氷温熟成珈琲等の成果となって結実しています。

#### (5) C S R 活動

ブランド力の向上は同時に社会に対する責任を強く担わせるものであり、当社はこの社会的責任を全うすべく種々の取り組みを行ってまいりました。例えば、生産地の社会福祉に貢献し、環境にもやさしいレインフォレストアライアンス認証コーヒーを100%使用した製品の開発が挙げられ、また、当社が地域社会の人々と共に発展することを目指して1973年から行ってきたインドネシア・スラウェシ島でのトラジャ事業はC S R 活動そのものであり、当社直営のパダマラン農園は、今では「レインフォレストアライアンス」の認証を取得するという国際的にも競争力があるコーヒー農園となっております。また、トラジャの生産農家の栽培技術向上に資するべくコーヒーアワードを創設するなど現地との一体化と共生を深めています。その表れとして、2014年、農園のある南スラウェシ州より、環境・雇用・納税等の面で優秀な業績をあげた企業として表彰されました。さらに、当社は2016年4月から、未来に向けたコーヒー産業の発展を支援する世界的な非営利の研究機関「World Coffee Research」(本拠地：米国 テキサス州)の日本初のゴールドメンバーとして、同団体が取り組む、地球温暖化による気候変動や病害虫による被害に対して高品質なコーヒーの安定供給や生産者の経済的かつ社会的地位の向上等を目的とした「国際品種栽培試験」活動への協力を行っております。

#### (6) コーポレートガバナンスの強化

当社は、2013年4月1日より、経営判断の意思決定スピードを速めるとともに業務執行の責任と権限を明確にするため、執行役員制度を導入しております。当社の取締役会は、月1回の定時取締役会の他、必要に応じ臨時取締役会を開催しており、また、経営環境の変化にすばやく対応するため、原則として週1回、経営陣である取締役、経営幹部である執行役員等で構成する業務執行会議を開催し、各部門の業務執行に関する状況報告とこれに基づく具体的な対応策を決定しております。さらに当社は、2015年に監査等委員会設置会社へ移行し、これによりそれまでの監査役会制度にも増して当社グルー



プ企業全体も含めた内部統制の更なる向上を図り、当社経営の健全性と効率性の強化に努めております。

#### 4 総括

当社は、「コーヒーを究める」、「お客様、株主、社員の満足度向上と社会との共生」との企業理念、経営方針の下、品質の高いコーヒーをお客様にご提供し、さらに当社に課された社会的責任も全うすることで、1920年の創業以来、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の源泉であるキーコーヒーブランドの確保・向上を図ってまいりました。このブランド力は、お客様の当社に対する長年の信頼と期待を基礎とするものであり、従って、これを十分理解することのない買収提案者は、お客様の当社に対する信頼・期待を消失させ、結果的に当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を棄損することになりかねないことから、当社の財務及び事業の方針を決定する者としては不適切であると考えております。

また、当社の株主数は本定時株主総会に係る基準日時点（2019年3月末）において41,741名となっており、この多くの株主の皆様に対し買収提案の諾否を判断するために必要かつ十分な情報提供を行わない者や当該情報と当社現経営陣の経営方針等とを対比・評価するのに必要かつ十分な時間を与えない者もまた買収提案者としては不適切であると考えております。

このように、本プランは、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を損なう買収提案から当社を守り、株主の皆様が買収提案に関する必要かつ十分な情報と検討のための時間を確保した上で適切にご判断して頂くために、必要不可欠であると判断して導入し、2008年6月開催の定時株主総会でご承認頂いたものであり、現在においてもその必要性に変わりはないと判断したことから、本定時株主総会においてその継続について株主の皆様のご承認が得られることを条件に、取締役会で継続を決定した次第です。

なお、当社は、本日現在、買収提案を受けておりませんことを、念のため申し添えます。

## 第2 本プランの内容

### 1 本プランの目的

本プランは、上記のとおり、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を損なう買収提案から当社を守り、株主の皆様が買収提案に関する必要かつ十分な情報と検討のための時間を確保した上で適切にご判断して頂くことを目的としております。

### 2 本プランの概要

本プランの概要は、以下のとおりです。なお、本プランの手続に関するフロー図を別紙1に示してありますので、併せてご参照ください。

#### (1) 大規模買付行為者に対して要求する手続の設定

本プランは、3（1）ア（ア）記載の①乃至③の行為（以下「大規模買付行為」といいます。）を行おうとする者（以下「大規模買付行為者」といいます。）に対して必要かつ十分な情報提供を要求し、また、大規模買付行為者との交渉の機会を確保する等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めており、大規模買付行為者は、この手続に従って取締役会又は株主総会において本プランの発動・不発動に係る決議がなされるまでの間、当社株式の大規模な買付行為を実施してはならないものとしております。

#### (2) 独立委員会の設置

本プランでは、取締役会の恣意的判断を排除するため独立委員会規則を定め、当該規則に従い、独立性の高い社外役員等から構成される独立委員会を設置し、その客観的な判断を最大限尊重することとしております。独立委員会規則の概要については、別紙2をご参照ください。また、委員の氏名及び略歴については、別紙3をご参照ください。

### (3) 株主意思の尊重

本プランにおいては、適時適切に株主の皆様に必要な情報をご提供することによって、当社株式の大規模な買付行為に対して、株主の皆様の意思がより適切に形成され、十分に尊重されるように配慮しております。また、単に必要なかつ十分な情報を株主の皆様にご提供するだけに留まらず、独立委員会は、取締役会に対し、買収提案について株主総会に付議するよう勧告することもできるようにしているなど、大規模買付行為に対する株主の皆様の意思がより尊重されるように配慮しております。さらに、原則として2年毎に株主の皆様には本プランの採否についてご判断頂く機会を設けるとともに、本プランの有効期間内においても、株主の皆様の意思で、本プランの採用を取りやめることができる場合があることを定めております。

### (4) 新株予約権の無償割当てによる防衛

買収提案者が本プランにおいて定められた手続に従うことなく当社株式の大規模買付行為を行う場合又は当該行為が当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合等には、当社は、買収提案者による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が買収提案者以外の者から当社株式と引き換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権を、割当期日における当社を除くすべての当社の株主の皆様に対して、無償割当ての方法により割当てます（以下、このようにして割当てられる新株予約権を「本新株予約権」といいます。）。

## 3 本プランの詳細

### (1) 本プラン発動に係る手続

#### ア 対象となる当社の株券等の買付行為（大規模買付行為）

(ア)本プランは、下記の①から③までに定める行為（ただし、取締役会が予め同意をした行為を除きます。）を対象としております。

#### 記

- ① 当社が発行者である株券等<sup>1</sup>に関する当社の特定の株主の株券等保有割合<sup>2</sup>が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得<sup>3</sup>
- ② 当社が発行者である株券等<sup>4</sup>に関する当社の特定の株主の株券等所有割合<sup>5</sup>とその特別関係者<sup>6</sup>の株券等所有割合との合計が、20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得<sup>7</sup>
- ③ 上記①又は②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含む。）との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者<sup>8</sup>に該当するに至るような合意その他の行為又は当該特定の株主と当該他の株主との間に、その一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同又は協調して行動する関係<sup>9</sup>を樹立する行為<sup>10</sup>（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が、20%以上となるような場合に限る。）

以 上

(イ)なお、取締役会は、大規模買付行為者が存在するという事実について、株主の皆様にも適時適切に

開示いたします。

イ 大規模買付行為者の義務

大規模買付行為者は、本プランにおいて定められた手続に従って当社株式を買付けようとする場合には、取締役会又は株主総会において、本新株予約権の無償割当ての実施・不実施に係る決議がなされるまでの間は、これを実施してはならないものとします。

ウ 大規模買付行為者に対する情報提供の要求

(ア)大規模買付行為者は、事前に、取締役会に対し本プランに従う旨の宣誓文言等を記載した「買付意向表明書」を提出して頂きます。この買付意向表明書には、大規模買付行為者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び行おうとする大規模買付行為の概要を日本語で明示して頂きます。

(イ)取締役会は買付意向表明書の提出を受けた後、直ちにこれを独立委員会に提供し、独立委員会はこの買付意向表明書の提供を受けてから10営業日以内に大規模買付行為者に対して提供すべき情報（以下「必要情報」といいます。）を記載した「必要情報要求書」を取締役会を通じて交付します。

必要情報の内容は、当該大規模買付行為者に関する具体的事情によって異なりますが、通常は下記の情報の提供を求めることになります。

記

- ① 大規模買付行為者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含む。）の詳細（具体的な名称、資本構成、株主等出資者の構成（株主名簿等出資者の構成が分かる資料があれば、それを提出することとする。）財務内容、当該大規模買付行為者による大規模買付行為と同種の過去の取引の詳細、その結果対象会社の企業価値に与えた影響等を含む。）。
- ② 大規模買付行為の目的、方法及び内容（対価の価額・種類、時期、関連する取引の仕組み、方法の適法性、実行の蓋然性等を含む。）。
- ③ 大規模買付行為者の価格の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容（少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含む。）及びその算定根拠等を含む。）。
- ④ 大規模買付行為者による当社の株券等の過去の取得時期、取得数、取得価額及び取得方法等、並びに大規模買付行為者による当社の株券等の過去の譲渡時期、譲渡数、譲渡価額及び譲渡方法等。
- ⑤ 当社の株券等に関して大規模買付行為者が締結した全ての契約、取決め及び合意（口頭によるものを含み、また履行可能性の有無を問わない。）の内容。
- ⑥ 大規模買付行為の価格の算定にあたって第三者機関に意見等を聴取した場合は、当該第三者機関の名称、意見の概要及び当該意見をふまえて対価を決定するに至った具体的な経緯。
- ⑦ 大規模買付行為等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含む。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含む。）。
- ⑧ 大規模買付行為後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策。
- ⑨ 大規模買付行為後における当社の株主、従業員、取引先、顧客、その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針。
- ⑩ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策。

- ⑪ 当社の株券等を取得した後、第三者に譲渡すること等を目的とする場合は、当該第三者の概要（上記①に準じた内容）及び大規模買付行為者及びそのグループとの関係、並びに当該第三者が当社の株券等を譲り受ける目的及び譲受け後の当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策と当社及び当社グループの株主、従業員、取引先、顧客、その他の当社に係る利害関係者への対応方針並びに具体的施策。
- ⑫ 大規模買付行為に関し適用される可能性のある法令等に基づく規制事項、その他の法令等に基づく承認又は許認可等の取得可能性。
- ⑬ 大規模買付行為後の当社グループの経営において必要な許認可維持の可能性及び各種法令等の規制遵守の可能性。
- ⑭ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報。

以 上

(ウ) 大規模買付行為者には、必要情報要求書に応じて、それに対する回答が日本語で記載された書面（以下「必要情報回答書」といいます。）を、取締役会に提出して頂きます。

(エ) 取締役会は、大規模買付行為者から提出された必要情報回答書を直ちに独立委員会に提供します。独立委員会は、買付意向表明書や必要情報回答書に記載された内容が不十分であり、追加的な必要情報の提供を求めるべきであると判断した場合には、回答期限を定めた上で、大規模買付行為者に対し取締役会を通じて、追加が必要と判断された必要情報が日本語で記載された書面（以下「追加回答書」といいます。）を取締役会に対して提供するように求めることができます。なお、独立委員会が追加回答書においても必要情報が十分に提供されていないと判断する場合には、上記の追加回答書の要求手続に従って、大規模買付行為者に対しさらに追加回答書の提出を求めることができます。

(オ) 買付意向表明書及び必要情報回答書並びに提出を要求した場合には追加回答書（以下、これらの書面によって得られる情報を総称して「大規模買付情報」といいます。）の提出を受けたとき、独立委員会は当該大規模買付行為者に対し大規模買付情報の提供が完了したことを証する書面（以下「情報提供完了書面」といいます。）を取締役会を通じて交付し、当該書面の交付後に当該書面を交付した事実及びその交付日を開示いたします（以下、かかる開示がなされた日を「開示日」といいます。）。さらに、独立委員会は株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で大規模買付情報の全部又は一部を開示いたします。

(カ) なお、独立委員会は大規模買付行為者が本プランに定める手続（上記第2・3(1)イに定める義務を含み、以下同様とします。）に反して当社の株券等の大規模買付行為を開始したと判断した場合には、引き続き大規模買付行為者と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除いて、原則として、取締役会に対して本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告し、取締役会は当該勧告を最大限に尊重して、本新株予約権の無償割当てを実施することがあります。

#### エ 独立委員会の対応

(ア) 独立委員会が取締役会を通じて情報提供完了書面を大規模買付行為者に提供した後、独立委員会は、開示日の翌日から起算して、当該大規模買付行為が対価を円貨のみとする公開買付けによる当社株券等の全部の買付である場合には60日以内に、その他の大規模買付行為の場合には90日以内に（以下、これらの期間を「本検討期間」といいます。）、提供された大規模買付情報を当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するか否かの観点から十分に評価・検討し、また、

下記第2・3(1)エ(イ)に従い取締役会に同(イ)に定義される取締役会の意見等の提供を求めた場合には、これとの比較検討をも通じて当該大規模買付行為に対する独立委員会としての意見を取りまとめます。

なお、独立委員会は、本検討期間の満了日を直ちに取締役会に報告するとともに、これを適時適切に開示いたします。

(イ)この評価・検討の前提として、独立委員会は、本検討期間中、取締役会に対しても適宜回答期限（回答を求めた日の翌日から起算して30日とします。ただし、独立委員会は、取締役会の求めに応じて必要性が認められる場合には当該回答期限を延長できるものとします。）を定めた上で、大規模買付行為者に対する取締役会の意見・検討結果等及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等（以下、これらを総じて「取締役会の意見等」といいます。）を提供するよう、求めることができます。

また、独立委員会は、本検討期間中、必要と認める場合には、取締役会に対して独立委員会に提供された取締役会の意見等についての問題点や改善点を指摘し、当該問題点や改善点に対する取締役会の意見・対応策の提示や代替案の提示を求めることができ、取締役会はこの独立委員会からの要求について可及的速やかに協議・検討した上、適切な対応をとらなければならないものとします（なお、これによって取締役会から提供された意見・対応策又は代替案についても「取締役会の意見等」に含めることとします。）。

(ウ)さらに、独立委員会は、本検討期間中必要と認める場合には、大規模買付行為者による当社株式の買付行為の内容を改善させるために、直接又は取締役会を通じて間接的に当該大規模買付行為者と協議・交渉を行うことができるものとし、大規模買付行為者はこの協議・交渉に応じなければならないものとします。

(エ)以上に加えて、独立委員会は、当社の費用で、当社からは独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができます。

(オ)この検討期間中、取締役会は、独立委員会の意向に従い、独立委員会が大規模買付情報や取締役会の意見等のうち適切と判断する事項及びこれらをふまえた上での独立委員会の意見等について、株主の皆様に対し適時適切に開示いたします。

#### オ 独立委員会による勧告

(ア)独立委員会は、本検討期間終了後遅滞なく、以下の各場合に従って取締役会に対し勧告を行います。

##### a. 本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告

独立委員会は、大規模買付行為者による当社の株券等の大規模買付行為が下記に定める要件のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、取締役会に対して当該無償割当てを実施すべき旨勧告します。本新株予約権は別紙4記載の条件を有するものとします。また、本新株予約権の条件に関し取締役会の決議（後記第2・3(1)カ(ア)a.参照）に委ねられている事項について、独立委員会は勧告するものとします。

なお、独立委員会は、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行う場合であっても、取締役会が当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から適切と判断するときには、当該勧告に本新株予約権の無償割当ての実施・不実施を株主総会の決議に委ねるこ



とができる旨付言をすることができるとします。

記

- ① 本プランに定める手続を遵守しない大規模買付行為である場合
- ② 以下に掲げる各行為のうち、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に対する明白な侵害をもたらすおそれのある大規模買付行為である場合
  - i 株券等を買占め、その株券等について当社に対して高値で買取りを要求する行為
  - ii 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に大規模買付行為者の利益を実現する経営を行うような行為
  - iii 当社の資産を大規模買付行為者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
  - iv 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
- ③ 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うこと。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある大規模買付行為である場合
- ④ 取締役会に、当該大規模買付行為に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えない大規模買付行為である場合
- ⑤ 当社株主又は取締役会に対して、必要情報その他大規模買付行為の内容を判断するために合理的に必要なとされる情報を十分に提供しない大規模買付行為である場合
- ⑥ 大規模買付行為の条件（対価の価額・種類・時期・方法の適法性、実行の蓋然性、買収後の経営方針又は事業計画、買収後における当社の株主、従業員、取引先、顧客、その他の当社に係る利害関係者に対する方針等を含む。）が当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に鑑み不十分又は不適当な場合
- ⑦ 当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を生み出す上で必要不可欠な技術力・生産力や当社の従業員、顧客、取引先等との関係を損なうこと等により、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益に反するか又はそのおそれをもたらす大規模買付行為である場合
- ⑧ 大規模買付行為者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると判断される場合

以 上

b. 本新株予約権の無償割当てを実施すべきでない旨の勧告

- (a) 独立委員会が、本検討期間終了後、大規模買付行為者による当社の株券等の大規模買付行為が上記第2・3(1)オ(ア)a.①から⑧までに定める要件のいずれにも該当しない又は該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することが相当でないと判断した場合には、取締役会に対し、本新株予約権の無償割当てを実施すべきでない旨勧告します。
- (b) ただし、独立委員会は、いったん本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告をする要件が充足されることとなった場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

c. 株主総会の決議に委ねるべきと判断した場合

独立委員会は、本検討期間終了後、大規模買付行為者の大規模買付行為が第2・3(1)オ(ア)a.②から⑧までに定める要件に該当するかが問題になる場合において、本新株予約権の無償割当てを実施すべきか否かの判断を株主総会の決議に委ねるのが相当と判断したときには、取締役会に対し、株主総会を招集して本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施について株主総会の決議を得るべき旨勧告します。この場合、独立委員会は、株主の皆様に対する多角的な情報提供の観点から、取締役会に対して、独立委員会の評価・検討結果に係る情報を当該株主総会の招集通知に記載又は添付することを求めることができます。

(イ)他方で、独立委員会が本検討期間内に上記第2・3(1)オ(ア)a.からc.までのいずれかの勧告を行うことができなかった場合には、独立委員会は決議の上、当該大規模買付行為者の買付内容の検討、当該大規模買付行為者との協議・交渉、代替案の検討等又は取締役会の意見等の検討等に必要とされる合理的範囲内で、本検討期間を最長で30日間延長できるものとします（なお、この手続に従って延長された期間についても「本検討期間」に含むこととします。）。本検討期間を延長する場合、独立委員会はその期間及び理由について直ちに取締役会に報告するとともに、これを適時適切に開示するものとします。なお、当該期間延長後、さらなる本検討期間の延長を行う場合においても同様の手続によるものとします。独立委員会は延長期間内に上記第2・3(1)オ(ア)a.からc.までのいずれかの勧告を行うよう最大限努めます。

カ 取締役会の決議・株主総会の開催

(ア)取締役会による決議

- a. 取締役会は、独立委員会から上記第2・3(1)オ(ア)a.又はb.の勧告を受けた後、独立委員会の当該勧告を最大限に尊重して、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施を決議します。
- b. 取締役会は、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する決議を行った場合には、当該決議その他の取締役会が適切と判断する事項について株主の皆様に対し適時適切に開示いたします。
- c. なお、取締役会は、独立委員会が本新株予約権の無償割当ての実施を勧告している場合であっても、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から適切であると判断するとき（上記第2・3(1)オ(ア)a.なお書記載の独立委員会の付言がある場合を含みます。）には、株主総会を招集して本新株予約権の無償割当ての実施・不実施に係る議案を株主総会に付議することができます。

(イ)株主総会による決議

上記第2・3(1)オ(ア)c.の勧告に従って又は独立委員会が本新株予約権の無償割当ての実施を勧告した場合において、取締役会が当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から適切と判断したために株主総会が開催され、本新株予約権の無償割当てを実施する旨の決議がなされた場合には、取締役会は当該決議に従い本新株予約権の無償割当てに必要な手続を遂行します。なお、取締役会は、当該株主総会決議その他取締役会が適切と判断する事項について、株主の皆様に対し適時適切に開示いたします。

(2) 本新株予約権の概要

これについては、別紙4記載のとおりです。

(3) 取締役会による本新株予約権無償割当ての実施決議後の独立委員会の勧告等

ア 独立委員会は、上記第2・3(1)カ(ア)に従って取締役会が新株予約権の無償割当てを実施する旨の決議をした後であっても、下記のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、取締役会に対し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日の前日までの間は本新株予約権の無償割当てを中止する旨の新たな勧告を行うことができ、また、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までの間においてはすべての本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

#### 記

- ① 当該勧告後に大規模買付行為者が当社の株券等の大規模買付行為を撤回した場合など当該行為が存しなくなった場合
- ② 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、大規模買付行為者による当社の株券等の大規模買付行為が、上記第2・3(1)オ(ア)a.①から⑧までに定める要件のいずれにも該当しないか又は該当しても本新株予約権の無償割当てを実施すること若しくは行使を認めることが相当でない場合

#### 以上

イ 取締役会は、独立委員会から上記第2・3(3)ア前段の勧告を受けた場合には、本新株予約権の無償割当ての効力発生日の前日までに本新株予約権の無償割当てを中止し、また、独立委員会から上記第2・3(3)ア後段の勧告を受けた場合には、別紙4・9.(1)に規定するところに従い、すべての本新株予約権を無償で取得します。取締役会は、本新株予約権の無償割当ての中止又はすべての本新株予約権の無償取得を行う場合には、その旨及びその他適切と判断する事項について株主の皆様に対し適時適切に開示いたします。

#### (4) 本プランの有効期間・本プランの廃止等

ア 本プランの有効期間は、本プランの継続に係る定時株主総会終了後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。ただし、有効期間の満了前であっても、株主総会又は取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止します。

イ また、取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、証券取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を本プランに反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合又は当社株主に不利益を与えない場合等本定時株主総会の決議の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し又は変更する場合があります。

ウ 取締役会は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実及び（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項について株主の皆様に対し適時適切に開示いたします。

#### (5) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、2019年5月13日現在施行されている規定を前提としており、同日以後、法令の新設又は改廃により上記各項に定める条項や用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項や用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。



### 第3 本プランの株主の皆様への影響

#### 1 本プランの継続が株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランが継続すること自体では本新株予約権の無償割当ては行われませんので、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはございません。

#### 2 本新株予約権の無償割当てが株主及び投資家の皆様に与える影響

- (1) 本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議又は株主総会決議（以下、両者を併せて「本新株予約権無償割当決議」といいます。）を行った場合には、当該決議において別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する当社普通株式1株につき本新株予約権1個を上限として当該決議において別途定める割合で、本新株予約権が無償にて割当てられます。
- (2) 仮に、株主の皆様が、本新株予約権の権利行使期間内に、金銭の払込みその他下記「3 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要なとなる手続」において詳述する本新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式の価値が、希釈化されることとなります。
- (3) ただし、当社は、下記第3・3(3)に記載する手続により、非適格者（定義は別紙4参照）以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社株式（議決権付株式とします。）を交付することがあります。当社がこの取得の手続をとった場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに当社株式を受領することとなり、この場合保有する当社株式1株あたりの価値の希釈化は生じますが、原則として保有する当社株式全体の価値の経済的な希釈化は生じません。
- (4) なお、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議がなされた場合であっても、当社は、独立委員会から上記第2・3(3)ア前段の勧告を受けた場合には、本新株予約権の無償割当ての効力発生日の前日までに本新株予約権の無償割当てを中止し、また、独立委員会から上記第2・3(3)ア後段の勧告を受けた場合には、別紙4・9.(1)に規定するところに従い、すべての本新株予約権を無償で取得します。これらの場合には、1株あたりの当社株式の価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

#### 3 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要なとなる手続

##### (1) 本新株予約権の割当て

取締役会において、本新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、本新株予約権の無償割当てに係る割当期日を公告いたします。この場合、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様は本新株予約権が無償で割当てられます。なお、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において当然に新株予約権者となるため、申込の手続等は不要です。

##### (2) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、並びに株主

ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。) その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付します。非適格者以外の株主の皆様においては、本新株予約権の権利行使期間内でかつ当社による本新株予約権の取得の効力が発生する日までにこれらの必要書類を提出した上、原則として、本新株予約権 1 個当たり 1 円を下限とし当社 1 株の時価の 2 分の 1 の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当決議において定める行使価額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより、本新株予約権 1 個につき原則として 1 株の当社株式が発行されることになります。

(3) 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、別紙 4・9.に従い、取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合には、当社は、法定の手続に従い取締役会が別途定める日をもって本新株予約権を取得します。

このうち、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引き換えに当社普通株式を交付する場合には、かかる株主の皆様は行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1 個の本新株予約権につき原則として 1 株の当社普通株式を受領することになります。この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者ではないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出頂くことがあります。

(4) 上記のほか、本新株予約権の割当て方法、行使の方法、当社による取得の方法、その他必要事項の詳細につきましては、本新株予約権無償割当決議において決定された後、株主の皆様に対して情報を開示又は通知いたしますので当該内容をご確認ください。

## 第 4 本プランの合理性

本プランは、以下のとおり、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保又は向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しており、かつ、企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を勘案したものになっております。

すなわち、本プランは、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上のために継続されるものであり（下記 1 参照）、適時適切に開示される情報に基づき、株主の皆様の意思が適切に反映される仕組みとなっております（下記 2 参照）。また、独立委員会を設置し、公正性・客観性のある判断を確保できる仕組みを整えた上で、その判断を重視することとともに（下記 3 (1)及び(2)参照）、取締役会により恣意的な本新株予約権の無償割当てが実施されることを防止するため、合理的な客観的要件を定めているだけでなく（下記 3 (3)参照）、取締役会決議によりいつでも本プランを廃止できる形になっております（下記 3 (4)参照）。さらに、本プランは、上記第 3 に記載のとおり、大規模買付行為者以外の株主の皆様には極力損害を与えないように設計されております。

## 1 目的

本プランは、大規模買付行為のうち、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資さないものを抑止し、そのために、株主の皆様が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報と時間を確保した上で適切にご判断して頂くことを目的としております。

## 2 事前開示と株主意思の反映

本プランは、本年5月13日付取締役会決議において、本年6月25日に予定している当社定時株主総会で承認決議がなされることを条件として継続されることとしたものであり、本プランの継続について、株主の皆様が意思が反映されることとなっております。また、本プランの有効期間を、本プランの継続に係る定時株主総会終了後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までと定めていることから、約2年ごとに、本プランの継続の適否について、株主の皆様のご判断を仰ぐことになっております。さらに、本プランの有効期間中であっても、株主の皆様が本プランの廃止を決議した場合には、本プランは廃止されることとなっております。加えて、本プランを発動するに当たっては、一定の要件の下で、株主総会を開催し、その株主総会の決議により、本新株予約権の無償割当てが実施される旨も定められております。そして、以上のような株主の皆様が意思を反映する手続を規定する前提として、株主の皆様に対する情報開示を、適時適切に行っていく旨の定めが設けられております。

このように、本プランは、株主の皆様が本プランについて適切な情報に基づき適切にその意思を反映できるように設計されております。

## 3 必要性・相当性

### (1) 独立委員会の判断の重視

当社は、本プランの導入にあたり、取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの発動の適否等に関する実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置します。独立委員会は、現在のところ、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役3名により構成されております（委員の氏名及び略歴は、別紙3のとおりです。）。

当社株式に対して大規模な買付行為がなされる場合には、上記「第2・3(1)本プラン発動に係る手続」に記載したとおり、独立委員会が、当該大規模買付行為者から提供された必要情報や取締役会の意見等を基に、当該買付行為が、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を損なうか否か等の判断を行った上、取締役会に対し、本新株予約権の無償割当ての実施・不実施又は株主総会の決議に委ねるべき旨の勧告を行い、取締役会は、その勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当てを実施するか否かの決議を行うか、あるいは株主総会を招集して当該株主総会に、本新株予約権の無償割当ての実施・不実施に係る議案を付議します。

このように、本プランは、独立委員会によって、取締役会が恣意的に本新株予約権の無償割当ての実施・不実施を決定しないように厳しく監視するとともに、同委員会の判断の概要については、株主の皆様が開示されることとしており、本プランが、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保又は向上に資する形で運用されるよう配慮されております。

### (2) 第三者専門家の意見の取得

上記第2・3(1)エ(エ)に記載したとおり、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンス・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を

得ることができ、これによって、独立委員会による取締役会に対する勧告の公正さ・客観性がより強く確保される仕組みとなっております。

(3) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記第2・3(1)カ(ア)a.で記載したとおり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ、取締役会による本新株予約権の無償割当ては実施されないように設計されており、取締役会による恣意的な本新株予約権の無償割当てがなされないような仕組みが確保されております。

(4) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記第2・3(4)アで記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、大規模買付行為者が、株主総会で取締役を選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能な枠組みとなっております。

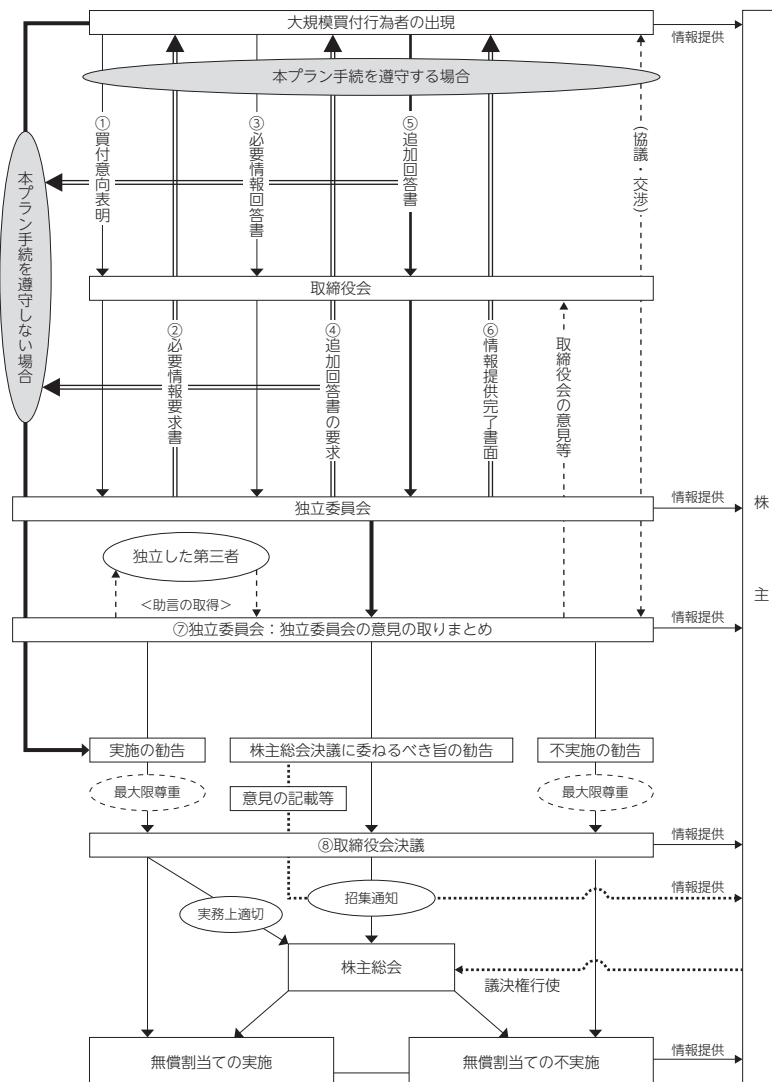
従いまして、本プランは、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止することができない買収防衛策のことをいいます。）ではありません。

また、当社は監査等委員会設置会社であり、取締役会は任期が2年の監査等委員である取締役と任期が1年の監査等委員でない取締役により構成されていることから、取締役会の構成員を交代させることにより買収防衛策の発動を阻止するのに不当に時間を要するわけではありませんので、本プランは、いわゆるスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、買収防衛策の発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策のことをいいます。）でもありません。

以上

(別紙1)

# 本プランの手續に関するフロー図



(注) 本図はあくまでもイメージであり、本プランの詳細につきましては本文をご参照ください。

以 上

## 独立委員会規則の概要

### 1. (設置)

独立委員会は、取締役会の決議により、設置される。

### 2. (構成員)

独立委員会の委員は3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している(i)当社社外取締役又は(ii)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、取締役会が選任する。ただし、社外の有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、若しくは学識経験者又はこれらに準じる者でなければならないものとする。

### 3. (善管注意義務)

(1) 独立委員会委員は、別途取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならないものとし、当該契約に基づき、善良なる管理者の注意をもって、その職務を行わなければならないものとする。

(2) 独立委員会委員が前項の義務を怠ったときは、当社に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負うものとする。

### 4. (責任限定契約)

独立委員会委員は、当社との間で、前項第(2)号に基づく責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときには、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を、締結することができる。

### 5. (任期)

独立委員会の任期は、本プランの継続に係る定時株主総会終了後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結後最初に開催される取締役会の終結の時までとする。ただし、本プラン又は取締役会の決議により別段の定めをした場合は、この限りでない。また、社外取締役であった独立委員会委員が、当社の取締役でなくなった場合（ただし、再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も、同時に終了するものとする。

### 6. (決定事項)

独立委員会は、次の各号に記載される事項について決定し、その決定内容を、その理由を付して取締役会に対して勧告する。取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権無償割当ての実施若しくは不実施又は本新株予約権無償割当てに係る株主総会の招集及び開催に関する会社法上の機関としての決議を行う。なお、独立委員会の各委員及び当社各取締役は、かかる決定又は決議をするにあたっては、専ら当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならないものとする。

(1) 本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施

(2) 取締役会が当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から適切と判断する場合には、本新株予約権の無償割当ての実施・不実施を株主総会の決議に委ねることができる旨の付言の実行（ただし、独立委員会が、本新株予約権の無償割当ての実施を勧告している場合に限る）

(3) 本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施に係る株主総会の招集及び開催

(4) 本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得



## 7. (実施事項)

上記に定めるところに加え、独立委員会は、次の各号に記載される事項を行うものとする。

- (1) 当社株式の当該大規模買付行為が、本プランの対象となるかどうかの判断
- (2) 必要情報の具体的内容の決定
- (3) 取締役会を通じての必要情報要求書の大規模買付行為者に対する交付
- (4) 取締役会を通じての大規模買付行為者に対する追加回答書の提出の要求並びに当該追加回答書において大規模買付行為者が提供すべき必要情報の内容及びその回答期限の決定
- (5) 取締役会を通じての情報提供完了書面の大規模買付行為者に対する交付
- (6) 株主に対する大規模買付情報の全部又は一部の適時の開示
- (7) 大規模買付情報の内容の評価・検討
- (8) 直接的又は取締役会を通じて間接的に行う大規模買付行為者との協議・交渉
- (9) 取締役会に対する当社株式の大規模な買付行為に係る取締役会の意見等の提供の要求
- (10) 取締役会の意見等についての問題点又は改善点の指摘及び当該問題点又は改善点に対する取締役会の意見又は対応策の提示又は代替案の提示の要求
- (11) 大規模買付情報と取締役会の意見等との比較検討
- (12) 独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）からの助言の取得
- (13) 大規模買付情報又は取締役会の意見等のうち適切と判断する事項、これらを踏まえた上での独立委員会の意見等の適時適切な開示・公表
- (14) 本件検討期間の延長の決定並びにその期間及びその理由の取締役会に対する報告及びその開示
- (15) 本プランの修正又は変更に係る承認
- (16) その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
- (17) 取締役会が、別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

## 8. (大規模買付行為者との協議・交渉)

独立委員会は、必要があれば、直接的に又は取締役会を通じて間接的に、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から、大規模買付行為者の当社の株券等の大規模買付行為の内容を改善させるために、当該大規模買付行為者と協議・交渉を行うことができるものとする。

## 9. (取締役会に対する意見等の提供の要求及び改善点の指摘等)

- (1) 独立委員会は、必要があれば、取締役会に対して、適宜回答期限を定めた上で、取締役会の意見等の提供を求めることができるものとする。
- (2) 独立委員会は、必要があれば、取締役会に対して、独立委員会に提供された取締役会の意見等について問題点又は改善点を指摘し、当該問題点又は改善点に対する取締役会の意見又は対応策の提示や、代替案の提示を求めることができるものとする。

## 10. (独立委員会への出席要求)

独立委員会は、必要な情報収集を行うために、当社の取締役、従業員、その他独立委員会が必要と認める者に出席を要求し、独立委員会が求める事項について、説明を求めることができるものとする。

## 11. (第三者からの意見徴求)

独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができるものとする。

12. (独立委員会の招集)

各独立委員会委員は、当社の株券等の大規模買付行為がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができるものとする。

13. (定足数等)

独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の委員のうち3分の2以上が出席（テレビ会議又は電話会議による出席を含む。以下同じとする。）し、その過半数をもってこれを行うものとする。ただし、やむをえない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以 上



(別紙3)

独立委員会委員の氏名及び略歴

1. 梶山 智 (すぎやま さとる)

【略歴】

1959年4月17日生まれ  
1986年4月 株式会社コスモ総合研究所入所  
1996年3月 プライスウォーターハウス青山監査法人入所  
マネージング・ディレクター、戦略コンサルティング・サービス部門担当  
2004年4月 D. グラント・コンサルティング株式会社設立 代表取締役パートナー就任 (現任)  
2004年6月 中央物産株式会社監査役就任

2. 中川 幸三 (なかがわ こうぞう)

【略歴】

1951年3月5日生まれ  
1980年11月 デロイト・ハスキンス・アンド・セルズ公認会計士共同事務所  
(現、有限責任監査法人トーマツ) 入所  
1985年2月 公認会計士登録  
2011年9月 有限責任監査法人トーマツ退所  
2011年10月 中川幸三公認会計士事務所開設 (現任)  
2011年12月 税理士登録、中川幸三税理士事務所開設 (現任)  
2012年6月 株式会社プロネクサス監査役就任 (現任)  
2013年6月 株式会社ニッキ監査役就任

### 3. 柴本 淑子（しばもと よしこ）

#### 【略歴】

1952年5月17日生まれ  
1975年4月 株式会社日本経済新聞社入社  
生活情報誌「ショッピング」副編集長  
1991年10月 香港ポスト（日本語新聞）入社  
家庭欄編集長  
1996年7月 株式会社風讃社入社  
「たまごクラブ」「ひよこクラブ」（ベネッセコーポレーション）編集長  
2004年2月 有限会社バイタル・ネットワーク設立 代表取締役就任（現任）  
2005年8月 株式会社角川SSコミュニケーションズ入社 「毎日が発見」編集長  
2007年4月 上智大学文学部新聞学科非常勤講師（雑誌論担当）  
2012年9月 東洋大学理工学部非常勤講師（日本語リテラシー担当）（現任）

※梶山智氏、中川幸三氏は、会社法第2条第15号に規定される当社社外取締役であり、柴本淑子氏は、本総会における社外取締役候補者です。梶山智氏及び中川幸三氏は東京証券取引所の独立役員として届け出ており、第3号議案において梶山智氏及び中川幸三氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、柴本淑子氏も東京証券取引所の独立役員として届け出ており、第3号議案において柴本淑子氏の新任が承認された場合には、独立役員とする予定であります。上記の各氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以上

(別紙4)

## 本新株予約権の概要

### 1. 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議又は株主総会決議において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、割当期日において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

### 2. 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割当てます。

### 3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当決議において別途定める日とします。

### 4. 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として、1株とします。

### 5. 本新株予約権行使の際に出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株あたりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当決議において別途定める価額とします。

なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当決議に先立つ90日間（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含みます。）に相当する金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

### 6. 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当決議において別途定める日を初日（以下「行使期間開始日」といいます。）とし、1ヶ月から3ヶ月までの範囲で本新株予約権無償割当決議において別途定める期間とします。

ただし、下記9.の規定に基づき当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権の行使期間は、当該取得日の前日までとします。

また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を行使期間の最終日とします。

### 7. 本新株予約権の行使条件

①特定大量保有者<sup>11</sup>、②特定大量保有者の共同保有者、③特定大量買付者<sup>12</sup>、④特定大量買付者の特別関係者、若しくは⑤上記①から④までに該当するものから本新株予約権を取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又は⑥上記①から⑤までに該当する者の関連者<sup>13</sup>（以下、①から⑥までに該当するものを「非適格者」と総称します。）は、原則として、本新株予約権を行使することができません。

また、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

### 8. 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、取締役会の承認を要します。

### 9. 当社による本新株予約権の取得

(1) 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると

取締役会が認める場合には、取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

(2) 当社は、取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該取締役会が定める日の前日までに未行使のものの全てを取得し、これと引き換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。

(3) また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引き換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

10. 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

本新株予約権無償割当決議において、別途定めるものとします。

11. 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は、発行しません。

12. その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当決議において、別途定めるものとします。

以 上

- <sup>1</sup> 金融商品取引法第27条の23第1項に定義される株券等をいいます。以下、別段の定めがない限り、同じとします。
- <sup>2</sup> 金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合をいいます。以下同じとしますが、かかる株券等保有割合の計算上、(i)同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、並びに(ii)当社の特定の株主との間で本件に係るアドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに大規模買付行為者の公開買付代理人（以下「契約金融機関等」といいます。）は、当社の特定の株主の共同保有者とみなします。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。
- <sup>3</sup> 売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有すること及び金融商品取引法施行令第14条の6に規定される各取引を行うことを含みます。
- <sup>4</sup> 金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいいます。以下本②において同じとします。
- <sup>5</sup> 金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいいます。以下同じとします。なお、かかる株券等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。
- <sup>6</sup> 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。なお、(i)共同保有者及び(ii)契約金融機関等は、当該特定の株主の特別関係者とみなします。以下別段の定めがない限り同じとします。
- <sup>7</sup> 買付けその他の有償の譲受け及び金融商品取引法施行令第6条第2項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。
- <sup>8</sup> 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいいます。以下同じとします。
- <sup>9</sup> 「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同又は協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引又は契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係等の形成や、当該大規模買付行為者及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。
- <sup>10</sup> 上記③所定の行為がなされたか否かの判定は、取締役会が独立委員会の勧告に基づき合理的に行うものとします。なお、取締役会は、当該③の要件に該当するか否かの判定に必要と判断される範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。
- <sup>11</sup> 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値、ひいては株主共同の利益に反しないと取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当決議において取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。以下、本書において同じとします。
- <sup>12</sup> 原則として、公開買付によって当社が発行者である株券等（脚注4参照）の買付等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注12において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付等の後におけるその者の株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値、ひいては株主共同の利益に反しないと取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当決議において取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。以下、本書において同じとします。
- <sup>13</sup> ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

以上

## インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

### 1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社が指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

### 2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従つて賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、2019年6月24日（月曜日）午後5時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

### 3. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従つてお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

インターネットでの議決権行使に関して、パソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

〔電話〕 0120（652）031

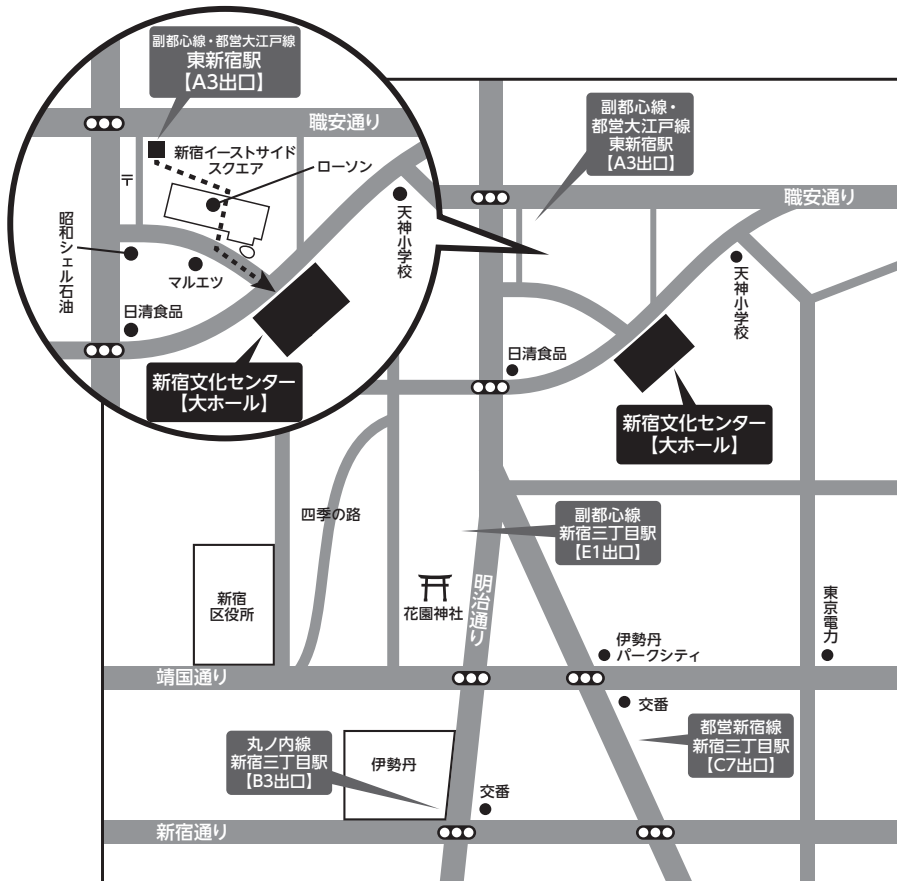
（ 受付時間 9：00～21：00 ）

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.



# 株主総会会場ご案内図

東京都新宿区新宿6丁目14番1号  
新宿区立新宿文化センター 大ホール



- 交通 ●東京メトロ副都心線・都営大江戸線「東新宿」駅 ……A3出口徒歩5分  
●東京メトロ副都心線「新宿三丁目」駅 ……………E1出口徒歩7分  
●都営新宿線「新宿三丁目」駅 ……………C7出口徒歩10分  
●東京メトロ丸ノ内線「新宿三丁目」駅 ……………B3出口(伊勢丹前)徒歩11分

お願い 株主様用の駐車場はご用意しておりませんので、上記の公共交通機関をご利用いただきますようお願い申し上げます。

UD  
FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。